

筑波研究学園都市研究所・大学関係
9条の会 20周年記念

講演と対話のつどい

特殊法人化で
日本学術会議は
これからどうなるのか
—「学問の自由」を求めて—

2025年12月13日

小森田秋夫

(東京大学・神奈川大学名誉教授)

1. 〈日本学術会議問題〉は、いまどのような局面にあるか？
2. 新・日本学術会議法は、どのような構造になっているか？
3. 学術会議について論じるさいに念頭に置くべき論点は何か？
4. 科学者コミュニティと市民社会は法人化される学術会議にどのように対応すべきか？
5. いま、学術会議の「2017年声明」をどのようにとらえるか？

学術会議における活動

2006年3月～2011年9月

連携会員

2011年10月～2016年9月

会員（第一部法学委員会）

2014年10月～2016年9月

第一部長

2016年9月～2022年9月

連携会員



研・学9条の会
第23回講演と対話のつどい
2018年7月1日

「軍事研究に関する日本学術
会議声明から1年
—その意義と課題—

関与した主な提言など

「第5期科学技術基本計画のあり方に関する提言」（2015年2月）

「これからの大学のあり方—特に教員養成・人文社会科学系のあり方—に関する議論に寄せて」（幹事会声明、2015年7月）

「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017年3月）

「学術の総合的発展をめざして—人文・社会科学からの提言」（2017年6月）

「東日本大震災に伴う原発避難者の住民としての地位に関する提言」（2017年9月）

1. 〈日本学術会議問題〉は、いまどのような局面にあるか？

①任命拒否問題

2020年10月に菅首相が、学術会議が推薦した105人の会員候補者のうち、6人の任命を実質的な理由を示すことなく拒否した

- ・210人の定員に6人の欠員が生じたままになっている
 - ・学術会議は6人の任命と任命しなかった理由の開示を求め続けている
 - ・情報公開を求めて、この6人と166人の法律家を原告とする行政訴訟
- 2026年9月末で、問題は形式上「消滅」するが、**解明は終わっていない**

②「法人化」問題

2020年12月 自民党のプロジェクト・チームが学術会議の「法人化」を提言

2022年12月 内閣府が国の機関であることを前提とした法改正の構想を提起

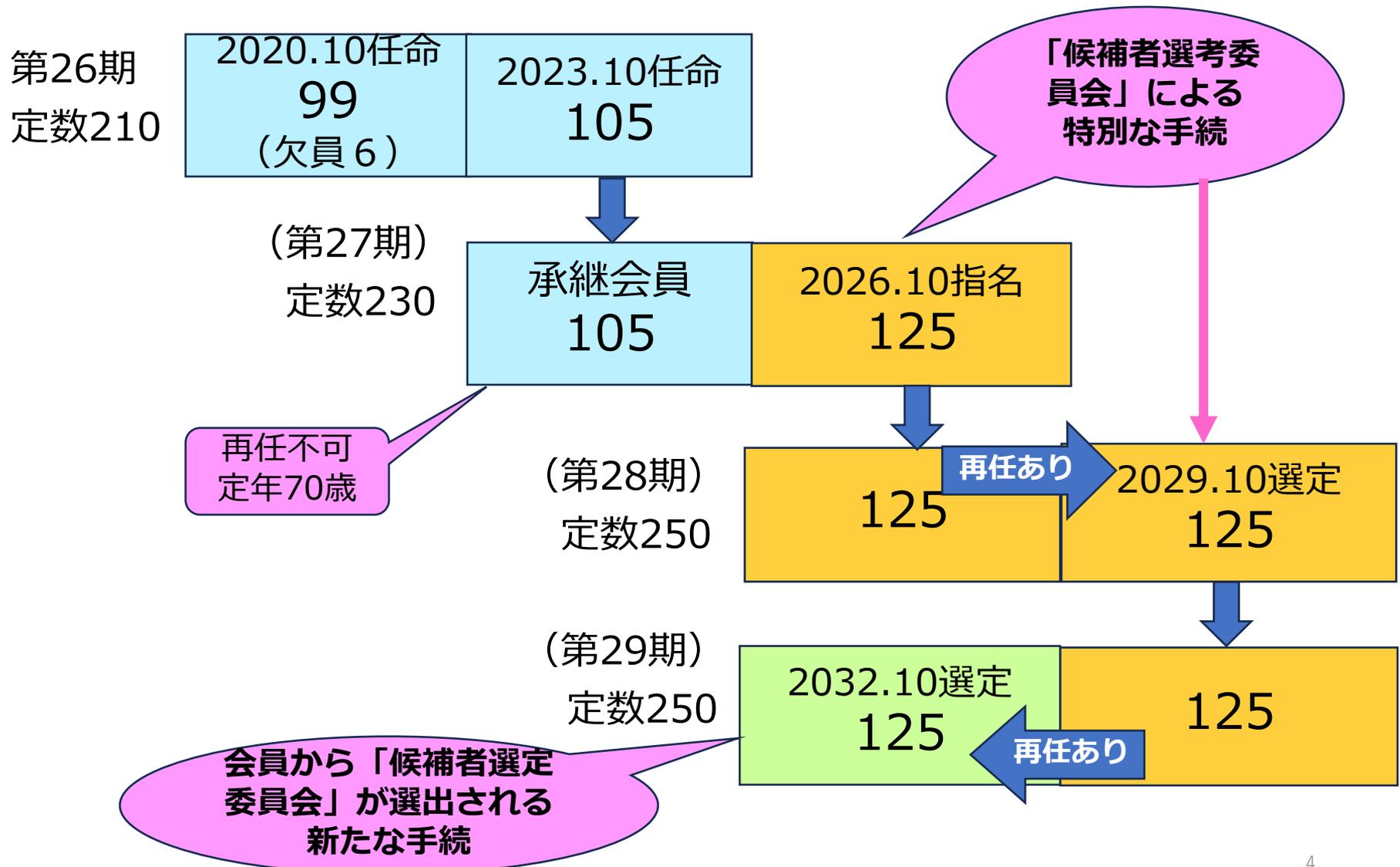
→ 政府、批判を受けて法案提出を断念

2025年6月11日 **学術会議を特殊法人化する「日本学術会議法」（新法）が成立**

ふたつの問題の関係

- * ②は①に対する論点ずらし（既成事実化）である、という側面
- * ②は政権の本命の目標になった（or だった）、という側面
- * ①と②は、学術会議の独立性を侵害し、政治的に管理しようとする政権の意思の現われとして連続している

新法にもとづく会員の移行過程（附則3～6条）



【2025年6月から2026年9月まで】（第26期）

定数210人 = 105人（欠員6人） + 105人

○6月11日、新・日本学術会議法が成立 → 6月18日公布：**附則のみ施行**
→ **国の機関**としての従来の学術会議が引き続き活動

○6月26日、内閣総理大臣が9名の**設立委員**を任命

光石 衛（日本学術会議会長）
日比谷潤子（日本学術会議副会長）
三枝 信子（日本学術会議副会長）
磯 博康（日本学術会議副会長）
岸 輝雄（東京大学名誉教授、有識者懇談会座長）
五十嵐仁一（公益社団法人日本工学アカデミー副会長）
相原 道子（横浜市立大学名誉会長）
笹川 武（内閣府大臣官房総合政策推進室長） → 相川哲也（同）
相川 哲也（内閣府日本学術会議事務局長） → 畠山貴晃（同）

○政令・府令の制定

6月18日 候補者選考委員会令（政令）

全員が「日本学術会議
の在り方に関する有識
者懇談会」の関係者

○候補者選考委員会による第27・28期会員予定者の選考

会長が、内閣総理大臣が指定した宮園浩平（総合科学技術・イノベーション会議常勤議員）および佐々木毅（日本学士院院長）と協議して任命（10～20名）

- 候補者選考委員会は、「会員予定者の候補者」の「研究又は業績に関する審査」を行なうため**部会**を置き、部会に選考委員と「当該専門の事項に関し学識経験のある者」のうちから現会長が任命する**専門委員**を配置する。
- 内閣総理大臣が委任した設立委員（光石現会長）が**会員予定者**を指名
内閣総理大臣が委任した設立委員（光石現会長）が、会員予定者の中から**会長職務代行者**を指名

候補者選考委員会委員

- 山口 厚 法学、元最高裁判事、東京大名誉教授（委員長）
- 城山 英明 行政学、東京大教授、**会員**
- 清家 篤 経済学、日本赤十字社社長、慶應義塾大学名誉教授、**元連携会員**
- 仲 真紀子 心理学、理化学研究所理事長特別補佐、**元会員**
- 長谷川真理子 人類学、日本芸術文化振興会理事長、**元日本学術会議外部評価有識者**
- 羽入佐和子 哲学、帝京大特任教授、日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議座長代理、**元連携会員**
- 原山 優子 経済学、情報通信研究機構GPAI東京専門家支援センター長、元CSTI常勤議員
- 大隅 良典 生物学、東京科学大栄誉教授
- 岡部 繁男 医学、東京大教授、**元会員**
- 国土 典宏 医学、国立健康危機管理研究機構理事長
- 長田 重一 生物学、大阪大特任教授、
- 望月 真弓 薬学、慶応大名誉教授、**元副会長**
- 森 和俊 生物学、京都大特別教授、**会員**
- 五十嵐仁一 工学、日本工学アカデミー副会長、日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会委員、**元特任連携会員**
- 大野 英男 物理学、東北大前総長、**元第三部長**
- 長我部信行 理学博士、日立ハイテク・エグゼクティブアドバイザー
- 川合 真紀 化学、自然科学研究機構機構長、**元第三部幹事**
- 小谷 元子 数学、理化学研究所領域総括、国際学術会議副会長、**元会員**
- 藤野 陽三 工学、城西大学長、**元連携会員**
- 松本洋一郎 工学、東京大名誉教授、外務大臣科学技術顧問

現会員は20人中2人のみ
コ・オペレーション制を否定
人文・社会科学、生命科学、理
学・工学にほぼ3分の1ずつ

○学術会議の動き

* 法人化準備委員会

- ・ 会員選考制度検討分科会
- ・ 日本学術会議憲章検討分科会
- ・ 自己資金検討分科会

* 諸規則案の作成

- * 会長が候補者選考委員会による選考にもとづいて会員予定者の候補者を指名し、幹事会の議を経て総会が承認

○科学者コミュニティと市民社会の課題

- * 任命拒否と「2018年文書」についての情報公開訴訟（継続中）

<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000146>

- * 立法過程の総括と新法の分析
- * 今後の「法人化」問題を展望する出版、講座、シンポなど
- * 候補者選考過程の監視

【2026年10月から2029年9月まで】（第27期）

定数230名 = 105名（継承会員：再任なし、70歳定年）
+ 125名（再任あり、75歳定年）

○2026年10月1日、**新法本体の施行（特殊法人）**

○**学会会議の動き**

- ・ 設立総会（会長の選出、諸規則の制定）
- ・ 中期的な活動計画と2027年度計画の策定 → 予算要求

・ 組織と活動の再構築

組織構造の再構築

学協会との関係の再構築

科学的助言のあり方の発展

← 会員の半数弱は現
会員

○内閣総理大臣が任命する**監事、評価委員会**が始動

会長が任命する**運営助言委員会**が始動

○**候補者選考委員会**が第28・29期会員を選考

← 現会員（継承会員）は
選考手続から排除

○**科学者コミュニティと市民社会の課題**

- ・ 市民社会と学会会議（学術）との関係のあり方についての社会的議論
- ・ 法人化の社会的中間総括と提案 ← 施行3年後の見なおし（付帯決議）

【2029年10月から2032年9月まで】（第28期）

定数250人 = 125人 + 125人（すべて新会員）

○新法にもとづくレジームが完成

○学術会議の動き

- ・新法にもとづく候補者選定委員会が第29・30期会員を選定

○会長が任命する選定助言委員会が始動

○科学者コミュニティと市民社会の課題

- ・法人化の社会的総括と提案 ← 施行6年後の見なおし（新法附則）



2. 新・日本学術会議法は、どのような構造になっているか？

	現行法 (1948年。83年、04年改正)	新法 (2025年)
前文	科学者の総意による設立、平和的復興、人類社会の福祉への貢献	なし
目的・理念	科学の向上発達／行政・産業・国民生活への 科学の反映浸透	学術の向上発達／社会の 課題解決 に寄与 人類社会の持続的発展／ 国民の福祉 の向上
法人格（設置形態）	なし（国の特別の機関）	法人（特殊法人）
所管	内閣総理大臣	規定なし（事実上の主務大臣としての内閣総理大臣）
職務／業務	独立して職務 （科学に関する重要事項の審議と実現、科学に関する研究の連絡と能率の向上）を遂行 政府による諮問（諮問事項あり） および政府に対する勧告（勧告事項あり）	業務 （学術に関する重要事項の審議と実現、学術関係者間の連携の確保・強化ほか）を遂行。運営の 自主性・自律性に対する国の配慮 政府による諮問および政府に対する勧告
会員の人数	210人	250人
会員の任期	6年（3年ごとに半数改選、再任なし）	6年（3年ごとに半数改選、 1回に限り再任あり ）
会員の定年	70歳	75歳

	現行法 (1948年。83年、04年改正)	新法 (2025年)
会員の選任	<p>学術会議による推薦に基づき内閣総理大臣が任命</p> <p>会員・連携会員による候補者の推薦</p>	<p>候補者選定委員会（+分野別業績審査委員会）による選考に基づき学術会議が選定</p> <p>会長が任命する選定助言委員会の意見を聴いて選定方針を作成。</p> <p>会員、多様な関係者からの候補者の推薦</p>
会員の退任	<p>学術会議の申出に基づき内閣総理大臣により退職</p>	<p>候補者選定委員会の求めにより総会が解任</p>
会長・副会長	<p>会長の任務は会務の総理</p> <p>会員による会長の互選</p> <p>総会の同意を得て会長が副会長（3人）は指名</p>	<p>会長の任務は経営に関する事務の総理（会長が任命する運営助言委員会が関与）</p> <p>会長は総会が決議により選任（選任理由を公表）</p> <p>総会の同意を得て会長が副会長（3人以内）を任命</p>
部	<p>人文・社会、生命科学、理学・工学の三部制</p> <p>部の会員による部長の互選、部会の同意を得て部長が副部長・幹事を指名</p>	<p>規定なし</p>
執行部	<p>幹事会（正副会長および各部の部長・副部長・幹事）</p>	<p>役員会（正副会長および会長が指名する者）</p>

	現行法 (1948年。83年、04年改正)	新法 (2025年)
会員の責任	規定なし	守秘義務 罰則 損害賠償責任
連携会員	会長が任命	規定なし
計画	規定なし	中期的な活動計画（6年）および年度計画を作成
監査	規定なし	会員以外の者から 監事 2人を内閣総理大臣が任命。監査報告を作成、会長または内閣総理大臣へ意見を提出
検査	規定なし	内閣総理大臣の職員による事務所への立ち入り、物件の検査。是正措置命令
評価	規定なし	会員以外の者から 日本学術会議評価委員会 を内閣総理大臣が任命。同委員会に自己点検評価書を提出
経費	国庫が負担	必要と認める金額を 政府が補助
新会員の選考（経過措置）	総合科学技術会議議員のうち同議長が指名する者および日本学士院院長と協議のうえで会長が任命する会員候補者選考委員会の推薦に基づき、内閣総理大臣が新会員を任命	内閣総理大臣が指定する者と協議のうえで会長が任命する 候補者選考委員会 による選考に基づき会長が選定し、その推薦に基づき内閣総理大臣（設立委員に委任）が新会員予定者を指名

独立行政法人通則法が存在する独立行政法人とは異なり、特殊法人には通則法は存在せず、それぞれの根拠法にもとづいて規制されている。

* 独立行政法人型の構成

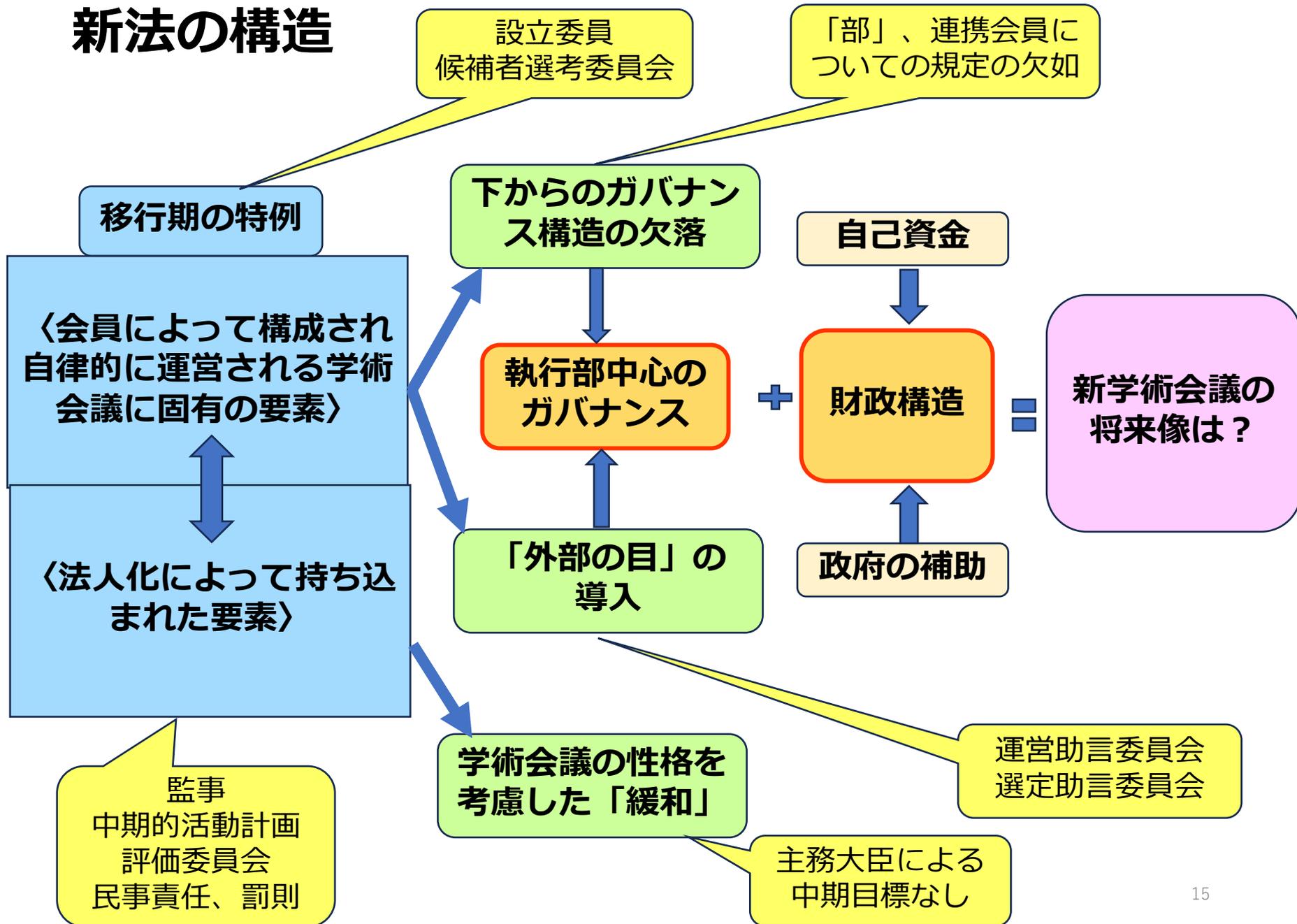
日本学術会議法 (1948年)	日本学術会議法 (2025年)	独立行政法人通則法 (1999年)
前文 第1章 設立及び目的 (1~2条) 第2章 職務及び権限 (3~6条の2) 第3章 組織 (7~16条) 第4章 会員の推薦 (17条) 第5章 会議 (23~24条) 第6章 雑則 (25~28条) 附則	第1章 総則 (1~7条) 第2章 機関 (8~36条) 第3章 業務 (37~41条) 第4章 中期的な活動計画等 (42~44条) 第5章 財務及び会計 (45~48条) 第6章 雑則 (49~54条) 第7章 罰則 (55~58条) 附則	第1章 総則 第2章 役員及び職員 第3章 業務運営 第2節 中期目標管理法人 第4章 財務及び会計 第5章 人事管理 第6章 雑則 第7章 罰則 附則

- ① **〈会員によって構成され自律的に運営される学術会議に固有の要素〉と〈法人化によって持ち込まれた要素〉との組み合わせ**
- ② **設立の経緯と精神を謳った前文が消滅する。**

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、**科学者の総意**の下に、わが国の**平和的復興**、**人類社会の福祉**に貢献し、**世界の学界と提携**して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

- ③ **「廃止」と「設立」という手続によって、コ・オペレーション制によって確保されてきた人的な継承性が基本的に切断される。**

新法の構造



(1)前提

①現行日本学術会議法を廃止し、同名の組織を新法によって「法人」（特殊法人）として設置する

単なる設置形態の変更ではなく、性格が変わり、人的連続性が絶たれ、これまでのような学術会議は事実上解体される。←国立大学の法人化とは異なる

特殊法人とは、法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）を指します。政府が必要な事業を行おうとする際、その業務の性質が**企業的経営**になじむものであり、これを通常の行政機関に担当させても、各種の制度上の制約から能率的な経営を期待できないとき等において、**主務大臣がその監督を行う**とともに、その他の面では、できる限り経営の自主性と弾力性を認めて**能率的経営**を行わせようとするため、特別の法律によって法人を設ける場合があります。

総務省
ウェブサイト

- * 学術会議は、「政府の事業」を実施する組織ではない。
- * 学術会議の「業務」の性質は「企業的経営」「能率的経営」にはなじまない。
- * 学術会議は、他の特殊法人や独立行政法人には存在しない、科学者である「会員」によって構成されるものであり、会員によって自律的に運営されるべきものである。
- * 現行法では会員を学術会議の推薦に基づいて任命するだけで監督は行なわない内閣総理大臣は、任命は行なわないが主務大臣として監督権を行使することになる。

政府が主張する「独立性が高まる」というほとんど唯一の根拠

②役割と性格

現行法前文

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、**科学者の総意**の下に、わが国の**平和的復興**、**人類社会の福祉**に貢献し、**世界の学界と提携**して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

現行法第2条

日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、**科学の向上発達**を図り、**行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透**させることを目的とする。

日本学術会議憲章3項（2008年）

科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、**公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与**する。

第1条（目的）

日本学術会議（以下「会議」という。）は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に係る者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、**学術の向上発達**を図るとともに、学術に関する知見を活用して**社会の課題の解決**に寄与することを目的とする。

「ミッション・オリエンテッド型」の活動。
誰が何を「社会の課題」と考えるかがカギ。

第2条1項（基本理念）

会議は、学術に関する知見が**人類共有の知的資源**であるとともに**経済社会の健全な発展**の基盤となるものであることに鑑み、世界の学界と連携協力して学術の向上発達及び学術に関する知見の活用を推進を図り、もって**人類社会**の持続的な発展及び**国民の福祉**の向上に貢献するものとする。

現行法は、学術会議は「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る」、「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させる」という職務を「**独立**」して行なうと定め、政府に「**勧告**」する**権限**を与え、勧告事項を次のように列挙している（別に政府による「**諮問**」事項も列挙）。

- ①科学の振興及び技術の発達に関する方策
- ②科学に関する研究成果の活用に関する方策
- ③科学研究者の養成に関する方策
- ④科学を行政に反映させる方策
- ⑤科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
- ⑥その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項

政府との対等な関係を示すという意味で原則的に重要だが、現在でも勧告や答申に対して**政府が応答するメカニズム**が存在せず、勧告権が規定されているだけでは不十分。

「**科学のための政策**」と「**政策のための科学**」とにまたがる。

これに対して新法は、「**業務**」の一環として「**勧告**」を定めてはいるものの、**勧告事項**についての規定はなく、「**独立**」は「**運営における自主性及び自律性**」への配慮に変えられている。

「国は、この法律の運用に当たっては、我が国の科学者の内外に対する代表機関として**政府の諮問に対する答申等**を行うという会議の組織及び業務の特性に鑑み、その**運営における自主性及び自律性に常に配慮**しなければならない。」

学問の自由／大学の自治

「国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の**特性に常に配慮**しなければならない。」（国立大学法人法3条）

(2) 会員によって構成され自律的に運営される学術会議に固有の要素

「働くアカデミー」 ←→ 終身制
継承性と新陳代謝との調和をどう図るか

① 会員の増員と任期延長

定数は210人を250人に

任期6年（3年ごとに半数改選）1期限りを、1回に限り再任可に

定年は70歳を75歳（誕生日ではなく9月30日）に

* 連携会員についての規定がない

→ 会員とともに活動を担っている約2000人の連携会員なしで活力を維持できるかどうか、問題がある

② 「部」についての規定がない → 専門分野のコミュニティという足場のない会員

現在は、第一部：人文・社会科学、第二部：生命科学、第三部：理学・工学

→ 少なくとも法律上は、人文・社会科学と自然科学とにまたがる組織であることが明示されていない（バランスを保つべき根拠が失われる）

現在は、会員は総会のほかに「部会」を通じて活動し、総会に次ぐ機関である「幹事会」は正副会長と各部の役員によって構成されている

→ 「役員会」は正副会長と**会長指名の会員**によって構成

会長を中心とするトップダウンのガバナンス。これに「会員以外の者」が幾重にも加わる。

③会員の選定

*これまでのコ・オペレーション制

- ・ 選考委員会が原案を作成した「**選考方針**」を総会が決定。
- ・ 会員・連携会員による「**推薦**」と協力学術研究団体（学協会）による「**情報提供**」にもとづいて会員候補者をリストアップ。
- ・ 3つの部ごとに設けられる**選考分科会**と全体の**選考委員会**による候補者の絞り込み。そのさい、分野横断的分野や新しい学問分野を考慮にいれることを目的として、一定の「**選考委員会枠**」が設けられる。
- ・ 選考委員会が、**順位をつけた（定数+アルファの）候補者名簿**を作成。

* 2016年以降、この段階で「調整」の名による官邸の人事介入

- ・ 幹事会が、**定数と同数の候補者名簿**を決定。このとき、総合的な考慮から選考委員会がつけた順位を変更することがありうる。
- ・ **総会が、候補者名簿を承認。**
- ・ **学術会議が内閣総理大臣に候補者を推薦。**任命の1カ月前までに（内閣府令）、50音順の氏名のみが示される。何らの説明資料が付けられていないのは、任命行為が形式的なものであるという前提に相応するもの。
- ・ **内閣総理大臣が任命。**

*新法による手続

- ・ 総会が**会員のうちから**「**会員候補者選定委員会**」（10～20人）を選出する。
- ・ 「**会員候補者選定委員会**」は「**選定助言委員会**」の意見を聴いて「**選定方針**」の案を作成し、総会に提出する。
 - 「**選定方針**」で定めるべきとされていることの多くは、現在、学術会議が自主的に制定し公表している**選考方針**と重なっている。しかし、法定すれば強い規制力を生む根拠となると考えられる。例えば、「年齢、性別、所属機関の種類及び所在地等に著しい偏りが生じないようにすること」という規定は、例えば企業所属の会員候補者が「著しく」少ないという現在でも存在する主張に根拠を与えることになる可能性がある。
- ・ 「**選定方針**」の中で定められる研究分野に添って、「**分野別業績審査委員会**」が「**会員候補者選定委員会**」のもとに置かれる。
 - 「**分野別業績審査委員会**」は、現在は3つのごとに設置されている「**選考分科会**」に相当？ 「**分野**」がどのように設定されるかによって異なってくる。
- ・ 会員は、「**会員候補者選定委員会**」が「優れた研究又は科学者」の中から選定した候補者のうちから、**総会が選任**する。

日本学士院法「会員は、学術上功績顕著な科学者のうちから、日本学士院の定めるところにより、日本学士院において**選定**する。」

第30条 会員候補者選定委員会は、次条第1項に規定する**選定方針**に従って、会員の候補者を選定する。

2 会員候補者選定委員会は、会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から**推薦**を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならない。

4 会員候補者選定委員会は、分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者の選定を行うに当たっては、会員の候補者の構成について、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

(1)年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地等に**著しい偏り**が生じないようにすること。

(2)先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること。

(3)国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。

第26-27 期日本学術会議会員候補者の選考方針〔抄〕

(4) 情報提供の求め

協力学術研究団体に会員候補者に関する情報提供を求めるほか、大学関係組織、経済団体、政策関係機関その他会員候補者の選考に際して有益な知見を有すると考えられる機関又は団体に**情報提供**を求める。

(2) 選考に当たって考慮すべき観点

次期の会員の多様性が確保されるよう、以下の観点を考慮して会員候補者を選考する。〔詳細は略〕

① ジェンダーバランス

② 地域分布

③ 主たる活動領域 大学・研究機関だけではなく、産業界、医療界、法曹界、教育界といった実務の現場で優れた研究又は業績を有するに至った会員候補者の選考も考慮する。

④ 年齢構成

2. 会員候補者に求める資質等

優れた研究又は業績がある科学者であることに加え、活動の実績等に照らして以下のいずれかの要件を備えていると認められる者であることを考慮する。

1 - 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望して異なる専門分野間をつなぐことができること

- 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望しつつ、政府や社会と対話し、課題解決に向けて取り組む意欲と能力を有すること

* 総会が選任する「**選定助言委員会**」（5～7人）

- ・「**優れた研究又は業績を有する科学者**（会員その他内閣府令で定める者を除く。）であって、**学術に関する研究の動向**及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢又は産業若しくは国民生活における学術に関する**研究成果の活用の状況**に関し広い経験と高い識見を有するもの」

・職務

- 「**選定方針の案**」の作成について**意見を述べる**。

→ 「意見」には拘束力はなく、最終的には「**会員候補者選定委員会**」をつうじて総会が決定する。

しかし、「**選定助言委員会**」の「意見」と異なる決定をする場合は説明を求められることになるだろうし、異なる決定をしたことについては「**日本学術会議評価委員会**」による評価の対象となるだろう。

- 「**会員の候補者の選定**」について「**会員候補者選定委員会**」の**諮問に応じて意見を述べる**。

→ 「**会員候補者選定委員会**」の諮問がなければ「**選定助言委員会**」の出番はない。

しかし、**評価委員会による評価システムのもとで、諮問するよう促す力が働く可能性がある**。

④解任

「会員候補者選定委員会は、会員が会議の業務に関し著しく不適當な行為をしたと認めるときは、総会に対し、当該会員の解任を求めることができる」。
「**総会は**、前項の規定による解任の求めがあった場合において、当該会員が会議の業務に関し著しく不適當な行為をしたと認めるときは、当該会員を**解任することができる**」。

現行法

「**内閣総理大臣は**、会員に**会員として不適當な行為**があるときは、**日本学術会議の申出**に基づき、当該会員を退職させることができる。」

- ・ 2018年11月13日付の日本学術会議事務局名の文書は、「不適當な行為とは、いわゆる名誉を汚辱するような行為であり、例えば、犯罪行為等が想定されているところである」と述べている（辞職が承認された連携会員の例として挙げられているのは、研究資金の不正使用、論文におけるデータの改ざんやねつ造）。

* 国会審議で坂井大臣は、「**特定なイデオロギーや党派的な主張**を繰り返す会員」は、「学術会議が解任できる」、「どのような場合が解任に該当する事由となるかについては、学術会議において適切に判断されるべきであろう」、「そういったものなどは**規則などにおいてあらかじめ具体的に定めておく必要**があろう」と答弁。

別の議員は、「**政治的中立性を確保**することが非常に重要であり、特定の政党や外部勢力が介入することのないようにするべき」であり、「そのためにも、本法案で新設される**選定助言委員会などを会員候補者の選定に当たっての外部の目としてしっかりと機能させる**ことが必要」だと主張。

坂井大臣も、「不透明な資金提供を受けるなど公正性に題があるような人物が**まず会員とならないよう、適切に対応**されるもの」として、選考段階における「公正性」のチェックの必要性を指摘。

→ 解任規定が政治的見解を根拠に適用可能であるとする不当な主張。

とくに、政府や利害関係者から独立した学術の立場から、政策的課題にかかわることがらを含め科学的助言を行なうという学術会議の役割に照らして、俗耳に入りやすい「**政治的中立性**」という基準を持ち出すことは的外れであるだけでなく、危険。

政治家やメディアが“外から”批判し対応を求める、という場面を警戒する必要がある。

⑤会長

- * 「**経営に関する事務**」を総理する。
- * 「特に優れた研究又は業績があり、**人格が高潔**で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、**総会が、その決議により選任**する。」「**選任の理由**その他…を公表しなければならない。」
 - ・ 現行法では「**会員の互選**」（過半数を得る者があるまで投票。日本学術会議細則）。
 - 投票によらない選任方法をとる余地がある。投票なら「**選任の理由**」の公表はありあえない。
- * 任期は、「選任の時から、当該選任後3年以内に到来する会員の任期の末日以後最初に開催される総会において次の会長が選任される時まで」
「**会長としての職務の執行が特に優れたもの**であるとき」は1回に限り**再任可** ← 現行法では、任期3年、**再選可**。
- * 法人発足時は、内閣総理大臣は、会員予定者の中から、会長が選任されるまでのあいだ**会長の職務等を行なう者**を指名する。
 - 内閣総理大臣の指名で暫定的に「**会長の職務等を行なう者**」が、事実上、最初の会長の有力候補となる可能性がある。
 - 現会長に権限を委任

* 会長が任命する「**運営助言委員会**」（10～15人）

「**学術に関する研究の動向**及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する**研究成果の活用の状況**又は**組織の経営**に関し広い経験と高い識見を有するもの」

- ・ **総会議決事項**のうち、内閣総理大臣の認可または承認を受けなければならない事項、「**中期的な活動計画**」および**年度計画**の作成・変更、**自己点検報告書**の作成、**予算**の作成などについて議案を提出しようとするとき、会長は「**運営助言委員会**」の意見を聴かなければならない。

→ 「**運営助言委員会**」に意見に拘束力はないが、「聴きおく」だけではすまないだろう。応答し、場合によっては原案を修正することとなり、調整の時間的コストもかかる（年度計画、自己点検報告書、予算は毎年提出しなければならない）。

(3) 法人化によって持ち込まれた要素（独立行政法人等の構造を踏襲したもの）

①内閣総理大臣が任命する「監事」（2人）

* 監事は（会計だけではない）「業務」を監査する。

「監事は、いつでも、役員（監事を除く。）、役員以外の会員及び職員に対して事務及び事業の**報告**を求め、又は会議の業務及び財産の状況の**調査**をすることができる。」

「監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は内閣総理大臣に**意見**を提出することができる。」

「監事は、役員（監事を除く。）、役員以外の会員又は職員について、**不正の行為**をし、若しくは**当該行為をするおそれ**のある事実があると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に**報告**しなければならない。」

「内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会議に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し**報告**をさせ、又はその職員に、会議の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を**検査**させることができる。」

→ 罰則

「内閣総理大臣は、会議又はその役員、役員以外の会員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、会議に対し、当該行為の**是正のため必要な措置**を講ずることを求めることができる。」

- 政府は、「国立大学あるいは独法と同じ規定」であり、「**適法性、それからルールに合っているという意味での適正性**」のチェックに限定される、と答弁。「監事の所掌事務は、国立大学法人とか独立行政法人などと同じ書きぶり」であり、「例えば大学でも、**教育内容とか研究内容に立ち入るものではない**」、「学術的な活動の価値、内容、そういったものに立ち入るもの」ではなく、「あくまでも、活動、運営の適法性、適正性について監査するもの」だと強調。
- しかし、監事が作成する「監査報告」は内閣府令で定めるところによる。「業務の監査」が「適法性・適正性」の監査に限定される、という根拠（歯止め）はない。「**適法性・適切性**」と「**学術的な活動の価値・内容**」とのあいだには幅広い領域が広がっており、監査がそこに触れることによって「活動面での政府からの独立」を損なう余地が残されている。
- 国立大学法人においては、監事の役割が強化される方向にある。国立大学法人法施行規則は、「監査報告」に記載されるべき事項として、国立大学法人等の業務が「**法令等に従って適正に実施されているかどうか**」だけでなく「**中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうか**」についての意見をも挙げている。後者は、業務のあり方に踏み込むものである。このような監事の役割が学術会議にふさわしいと言えるかどうかは問われなければならない。

②内閣総理大臣が任命し内閣府に置かれる「**日本学術会議評価委員会**」（5～7人）

- ・「**会員その他内閣府令で定める者以外の者であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況又は組織の経営**に関し広い経験と高い識見を有するもの」
- ・「**自己点検評価書**に記載された**自己点検評価の方法及び結果**について、調査審議し、必要があると認めるときは、会議に対し意見を述べる」
「**中期的な活動計画**について、会議に対し意見を述べる」

「まず、学術会議の使命・目的及び中期的な活動の方針に照らして行う評価については、学術的な活動（学術的な助言等）の内容そのものを論評するものではないことを十分に認識しておく必要がある。」（「最終報告」）

← 明文では担保されていない

③ 「中期的な活動計画」を6年ごとに策定。

- * 独立行政法人や国立大学法人の場合：主務大臣が「中期目標」を定め、それを実施するための「中期計画」を法人が作成し、認可を受ける。
- * 新法の場合：「中期的な活動計画」を自ら定める。
ただし、定めるべき内容は、独法の「中期目標」「中期計画」と類似している。しかも、「中期的な活動計画」を定め変更しようとするときは「**日本学術会議評価委員会**」の意見を聴かなければならないとされており、学術会議が完全に自主的に定めることができるわけではない。「中期的な活動計画」については内閣府令の制定が予定されている。
→ 「中期的な活動計画」が学術会議の活動を詳細に規制するツールとなる可能性がある。
- * 「中期的な活動計画」にもとづき、「**年度計画**」が作成される。
- * 事業年度の終了後には、「自己点検評価書」を「日本学術会議評価委員会」に提出しなければならない。「**日本学術会議評価委員会**」は必要があると認めるときは学術会議に対して**意見を述べる**ことができ、その内容は**内閣総理大臣に通知**される。学術会議は、「**日本学術会議評価委員会**」の意見を「**自己点検評価の方法の改善に適切に反映させなければならない**」。

④ 財政基盤の多様化

「政府は、予算の範囲内において、〔学術〕会議に対し、その業務の財源に充てるため、**必要と認める金額を補助**することができる。」

「業務運営に当たっては、前項の規定による補助金について、**国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われる**ものであることに留意し、法令の規定、中期的な活動計画及び年度計画に従って**適切かつ効率的に使用する**よう努めなければならない。」

「日本学術会議法案（仮称）の概要」（2025年1月時点）

「政府は、予算の範囲内において、〔学術〕会議に対し、その業務の財源に充てるために**必要な金額の全部又は一部に相当する金額**を補助することができる。」

福島復興再生特別措置法 ← 「福島国際研究教育機構」（F-REI）

「政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務の財源に充てるために**必要な金額の全部又は一部に相当する金額**を補助することができる。」

* 政府からの補助の水準は、国家予算案の編成の過程において行なわれる内閣府および財務省との査定の結果次第ということになる。

これまで内閣府は、「中期的な活動計画」は予算要求の根拠として使える（だからそれを策定する意義がある）と説明してきた。**政府からの補助が学術会議の活動を方向づけるツールとなりうる**、ということを物語っている。

* 「中期的な活動計画」には「資金計画」が定められる。そこには自己資金が含まれるだろう。**自己資金獲得の努力が行なわれているかどうか**は、評価委員会による意見や評価の対象となるだろう。

* 「財政基盤の多様化」のための法人化

有識者懇談会「中間報告」(2023.12)

- ・「国の機関のままでの改革には制度面でも財源面でも限界が感じられ」る。



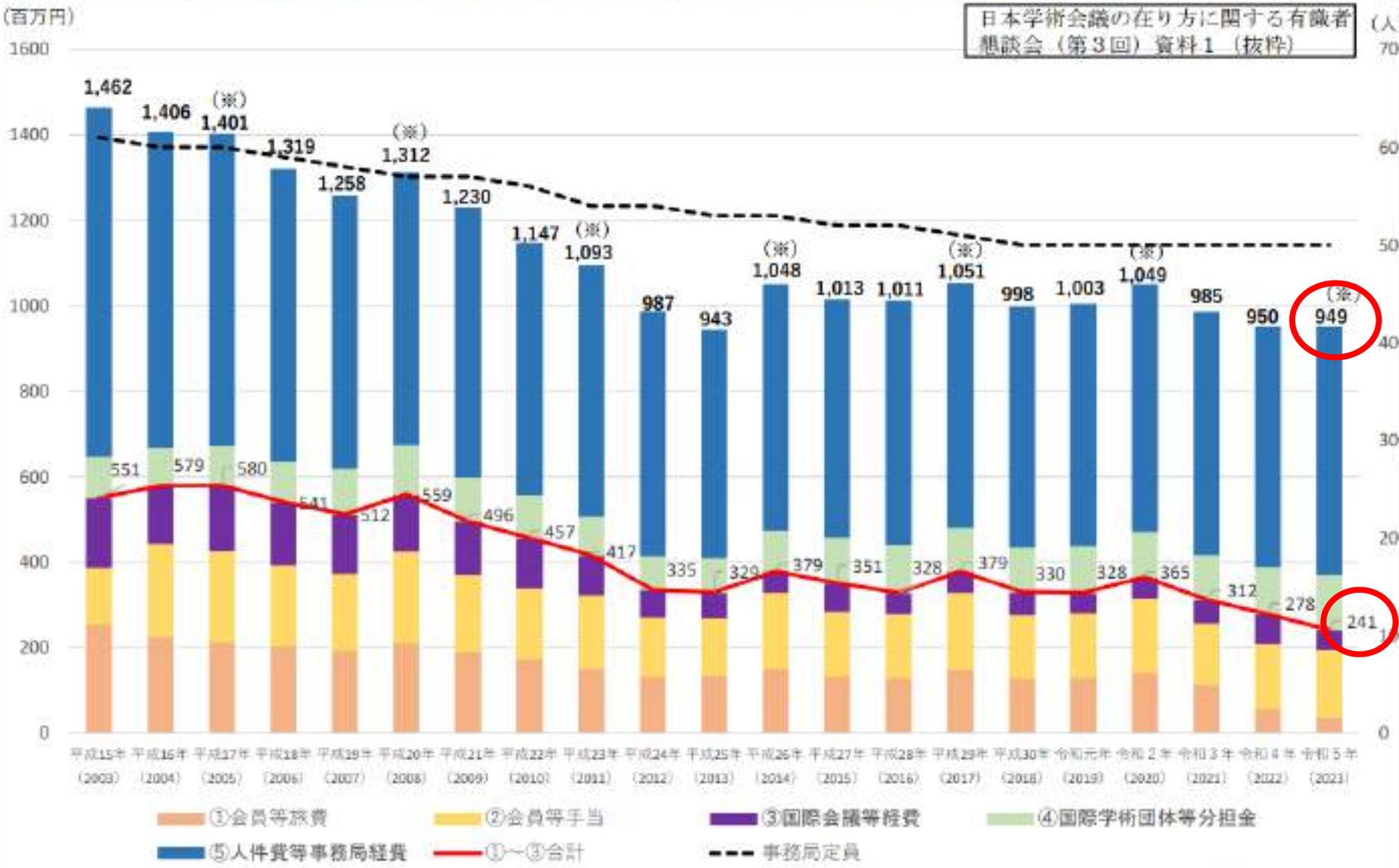
- ・政府には、「ナショナル・アカデミーの意義及び性格を踏まえ、学術会議の活動・運営に必要な財政的支援を継続して行うことが求められる」。
- ・しかし、今後必要になる「相応の財源」については、「**現下の厳しい財政状況の下でそのすべてを国費に期待することは現実的ではない**」。
- ・したがって、財政基盤を多様化し、「少なくとも将来的に一定程度の**自主財源**を確保することを目指すのは極めて自然」である。
- ・財政基盤を多様化するためには、国の組織であることには制約があり、法人化が望ましい。

「新たな日本学術会議は、活動・運営の活性化、独立性の徹底という観点からも、財政基盤の多様化に努める。／**その上で**、必要な財政的支援を行う。外部資金獲得の支援に必要な措置も検討する。」(2023.12 大臣決定)

一方では、「**財政基盤の多様化**」によって法人化を根拠づけ、
他方では、「**国からの財政的支援**」によって「**ガバナンスの強化**」を根拠づける
という論理構成 → 国によって管理される法人

(参考) 日本学術会議の予算の変遷とその内訳 (H15~R5) 参考2

日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会(第3回)資料1(抜粋) (人) 70



※会員改選年・・・改選にかかる経費が指留されている

- * 「財政基盤の多様化」の中味（「中間報告」）
 - ・ 「コントラクト」（契約）にもとづき対価を徴収して審議依頼に応じるメディアとの「包括的な連携」など
 - ・ 寄付
- * 対価の徴収などは、性格上、科学的助言の**独立性**にとって疑問であり、**安定的**財源となるかどうかも疑問
- * 国の財政的支援と自主財源との関係は不透明
 - ・ 国費によって何を、自主財源によって何を賄うのか → 「最終報告」
 - ・ 国費の支出はどの程度安定的なものなのか

→ 現状程度の水準すら保証されているわけではない

→ **外部資金（対価）の得られる方向に活動を向けることを迫られる**
- * 財政基盤の強化の必要性に焦点が当てられたことは評価できるが、それが法人化の根拠とされていることは本末転倒
- **問われるべきなのは設置形態ではなく「現下の厳しい財政状況の下でそのすべてを国費に期待することは現実的ではない」（思考停止）という前提そのものではなかったのではないか？**

2025年度予算では2.5億円増の12億円
政治的意思があれば国の機関のままでも増額可能であることを示している

法人の予算のイメージ（未定稿）

日本学術会議の在り
方に関する有識者懇
談会2024.12.18

- ◆ 日本学術会議が国民から求められる機能を適切に発揮するために必要な体制(事務局を含む)を整備する。
- ◆ 日本学術会議は、活動・運営の活性化、独立性の徹底という観点からも、財政基盤の多様化に努める。
- ◆ その上で、必要な財政的支援を行う。外部資金獲得の支援に必要な措置も検討する。

③外部資金による自主的な活動

- ・ 民間企業等からの委託、共同事業
- ・ 寄付 等

②ミッション・オリエンテッド型の活動

- ・ 社会課題解決のためのプロジェクト
- ・ 国からの審議依頼 等

①経常的な活動・運営

(人件費、国際分担金、基本的な審議経費、広報経費等)

有識者懇談会「最終報告書」

○ 国から独立した法人に移行する学術会議に対して行われる(A)国からの財政的支援の内容としては、

- ① 経常的な活動・運営（人件費、広報経費、庁舎管理経費など）
- ② **学術自身の価値を目的**とする活動（学術の在り方・社会との関係や基本原理に係るもの、研究基盤・研究環境の整備など学問・学術のインフラに相当する活動など）
- ③ **学術の用途を目的**とする活動（喫緊の社会課題への対応）
- ④ **政府等への学術的知見の提供**（国からの審議依頼等）

などが考えられ、このほかに(B)外部資金による自主的な活動のための経費の獲得に努めていくことになる。

⑤ 守秘義務

「会議の役員、**役員以外の会員**及び職員は、**職務上知ることのできた秘密**を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」→ 罰則

「行政執行法人の**役員**〔中略〕は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」（独立行政法人通則法）

「国立大学法人の**役員及び職員**は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」（国立大学法人法）

「〔福島国際研究教育〕機構の**役員及び職員**は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」（福島復興再生特別措置法）

* 政府は、「法人化後も、政府に対して、資料の提出、意見開陳その他協力を求めることができる条文」が残っており、したがって「国が法人に対して円滑に重要な情報を提供するためには、当然守秘義務が必要だ」と主張。

→ 秘密情報を提供？ その場合、非公開で審議？

- ・ 自由で公開の議論の場である学術会議に、その性格を吟味することなく、
無頓着に、(?)守秘義務を導入している。どのように機能するか、要注意。

(4)発足時の特別な手続（附則3～6条）

- ・ 現会長が、「優れた研究又は業績がある科学者」のうちから、「候補者選考委員会」（10～20人）を任命。

そのさい、「科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い識見を有する者」と「学術に関する研究の動向に関し広い経験と高い識見を有する者」のうちから**内閣総理大臣が指定する者と協議**しなければならない。

→ 「候補者選考委員会」は現会員によって構成されるとも現会員は除くとも書かれていない。

→ **現会員が排除される可能性がある**（コ・オペレーションの否定）。

- ・ 「候補者選考委員会」は、「会員予定者の候補者の**選考の基準及び方法その他の会員予定者の候補者の選考に関し必要な事項**」を定める。

- 新法では、本来「選定方針」は総会が決議。

→ 特別な手続では、「候補者選考委員会」が専決。

→ 新組織の初期会員の選任というこの段階で、**会員の分野別構成や出身別構成などの方向性が定まる可能性がある**。

- ・ 現会長が「候補者選考委員会の選考に基づいて」、**幹事会の議を経て総会の承認**を受け、「**会員予定者の候補者**」を選定。
- ・ **内閣総理大臣（→現会長に委任）**は、学術会議の「推薦に基づいて」125人の「会員予定者」を指名する。

現学術会議
に対する
譲歩

* この特別な手続は、日本学術会議法の2004年改正にもとづいて設けられた「候補者選考委員会」（通称「30人委員会」）を参照したもの。

2004年改正は、自主改革案を持つ学術会議と総合科学技術会議専門調査会との一定の協調を踏まえて国会の全会一致で成立した（委員長は吉川弘之元会長）。

・ 総合科学技術会議の議員のうち議長が指名する者、および日本学士院長

* しかし、2004年改正は、学協会推薦制に代わるもとづくコ・オペレーションの主体を新たに生み出す必要があったためにとられた措置であり、コ・オブ主体をオペレーションの主体（現会員）が存在する現在とは前提が異なる。

○ このような初期メンバーの選考は、学術会議の使命・目的の拡大・深化及び明確化を踏まえつつ、学術の進歩と社会の変化を会員構成に反映するという重要な意義を有していると言える。

○ 新分野・融合分野への対応、ダイバーシティを踏まえた会員の多様性の拡大、極めて卓越した研究・業績を有する元会員の再任など、具体的な選考方法としては、**現会員だけによる候補者の研究・業績の卓越性の精査では必要十分な選考を行うことは難しい**と考えられる。このため、大幅な見直しを行った平成17年制度改革時を参考にして、現会員だけによるコ・オペレーションではなく、多様な視点からよりオープンに慎重かつ幅広く選考する方法により行うことが適当である。（「最終報告」）

根拠のない
断定

* 法規の枠組み

法律

日本学術会議法

独立行政法人通則法の準用（52条ほか）

政令

日本学術会議評価委員会に関し必要な事項（51条）

（初期会員の）候補者選考委員会に関し必要な事項（附則6条）

積立金の処分に関し必要な事項（47条）

国の有する権利・義務を承継する資産の評価に関し必要な事項（附則18条）

学術会議に無償使用させる国有財産（附則19条）

内閣府令

監事による業務の監査報告の作成（19条1項）

会長の選任理由等の公表事項（21条4項）

選定助言委員・運営助言委員となれない者（26条3項、27条3項）

中期的な活動計画（42条）、年度計画（43条）

各事業年度の自己点検及び評価、自己点検評価書の提出（44条）

貸借対照表等、事業報告書の作成（45条）

内閣総理大臣に対する初期会員の推薦（附則4条）

（初期会員の）候補者選考委員会が定めるべき事項の一部（7条2項）

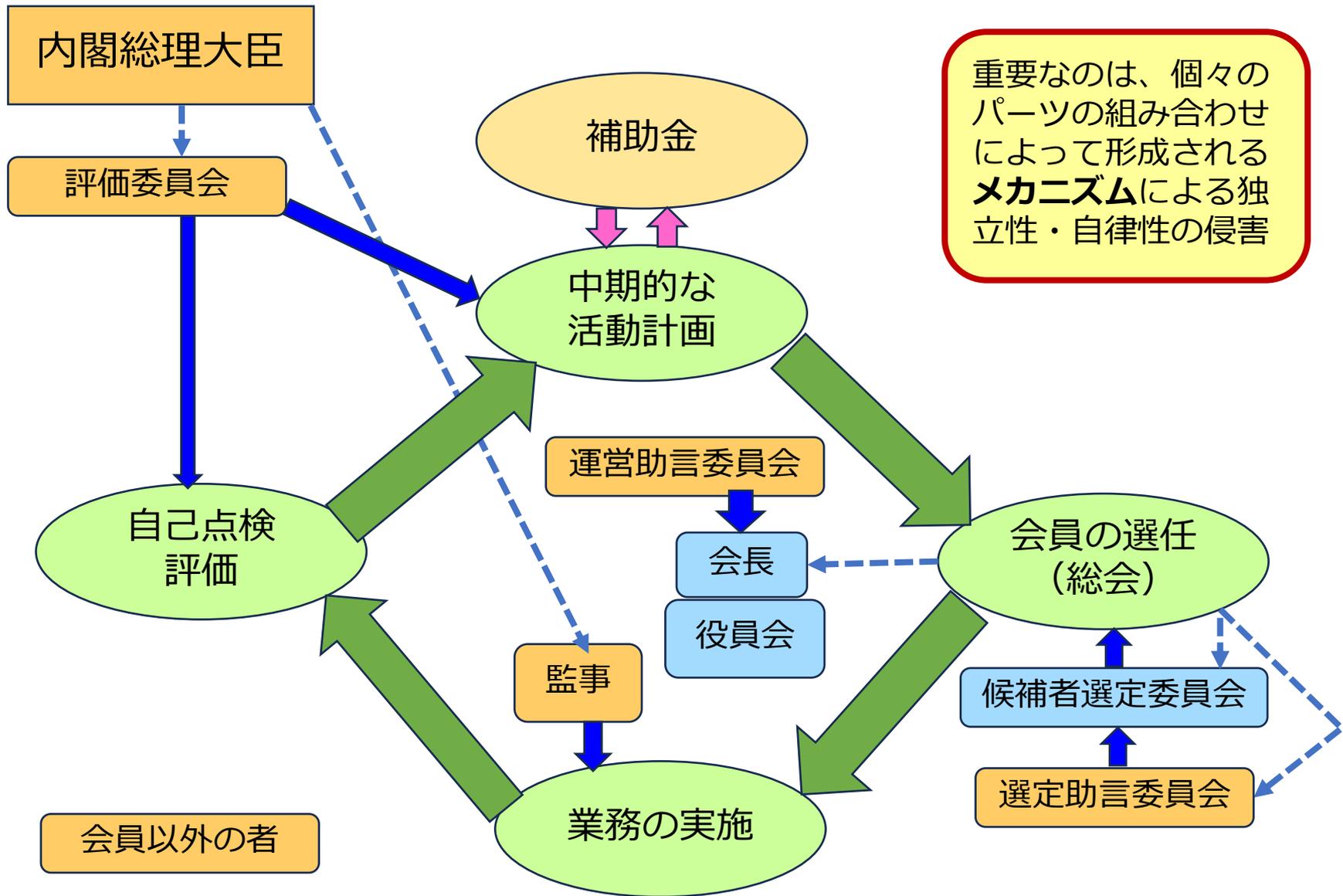
会長職務代行者による成立時総会の招集の通知（附則22条2項）

日本学術会議規則

会員候補者の選定に関し必要な事項

学術会議の運営に係る基本的な事項

学術会議の実際の運営を左右する重要事項が、学術会議自身の自律的決定ではなく、内閣府の決定に委ねられている。



* 想起すべきなのは国立大学法人化の経験

- ・ 中期計画と評価
- ・ 運営費交付金の削減／傾斜配分と自己資金（競争的資金・学費）への依存性の増大
- ・ 学長への権限集中と学外者の関与を特徴とするガバナンス
 - 「学術の中心」（教育基本法）としての大学の危機
 - 「国立大学の法人化は失敗だった」という共通認識が広がりつつある。

元学術会議会員・元東京大学総長の有馬朗人

「私は、日本学術会議が政府よりの予算を得ることを前提としながら、政府より**独立した機関になることが望ましい**と考えております。国立大学も国立大学法人になったのは自主性を強くするためでありました。しかも、非公務員になった方が本来の自主性、独立性を保ちつつ、学術・科学技術政策を立案し評価し、時に批判をすることがやりやすいのではないのでしょうか」（2004.4.6、参議院文教科科学委員会）



「法人化するだけでなく、**運営費交付金を減らさないことを法律に加えてほしい**と言うと、**法律にはそんなことは書けません**という答えが返ってきました。それならばと、法人化を定めた法律の**付帯決議**としてつけることになりましたが、結果的にその内容は**無視されてしまった**。大失敗でした」（『国立大学法人化は失敗だった』有馬朗人元東大総長・文相の悔恨 『日経ビジネス』2020.5.21）

3. 学術会議について論じるさいに念頭に置くべき論点は何か？ (1)学術会議の基本的役割としての「科学的助言」

* 法律には、「科学的助言」という言葉はない。

* 現行法は、学術会議は「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る」、「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させる」という職務を「**独立**」して行なうと定めたうえで、政府に「**勧告**」する**権限**を与え、勧告事項を次のように列挙している（別に政府による「**諮問**」事項も列挙）。

- ①**科学の振興**及び技術の発達に関する方策
- ②科学に関する研究**成果の活用**に関する方策
- ③科学研究者の養成に関する方策
- ④科学を行政に反映させる方策
- ⑤科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
- ⑥その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項

〈科学のための政策〉と〈政策のための科学〉とにまたがる。

「勧告権」は、政府との対等な関係を示すという意味で原則的に重要。ただし、現在でも勧告や答申に対して**政府が応答するメカニズム**が存在せず、勧告権が規定されているだけでは不十分。

* これに対して新法は、「**業務**」の一環として「**勧告**」を定めてはいるものの、勧告事項についての規定はなく、「**独立**」は「**運営における自主性及び自律性**」への配慮に変えられている。

* 学術会議の社会的役割（「日本学術会議憲章」2008年）

日本学術会議は、**科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択**に寄与する。

* 「科学的助言」の性格（「科学者の行動規範一改訂版」2013年）

「科学者は、政策立案・決定者に対して**科学的助言**を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。」

- ・ 科学的助言は政策決定の唯一の判断根拠ではなく、拘束力はもたない。
- ・ 政策決定者は、自らの政治的責任において決定を下す。
- ・ 政策決定者が科学的助言と異なる政策決定を行なったときは、社会に説明することが求められる。

* ほとんどの場合、学術会議自身の発意による

第25期（2020.10～2023.9）

勧告1、声明3、回答3、提言8、見解37、報告27

* **名宛人が科学的助言に耳を傾けるかどうかは、制度的にも事実上も保障されていない**：科学者コミュニティの代表としての学術会議への信頼性と科学的助言の説得力が頼り

幹事会声明「東日本大震災と日本学術会議の責務」（2011.9）

科学者コミュニティは、特定の理論や見解に依拠するような偏ったものではなく、多くの専門知に基礎づけられる俯瞰的、中立的な検討を通じて統合的な知を形成し、それに基づいて社会と政府に助言・提言を行うことを求められます。他方、政府は、科学者コミュニティが自立的に活動することを保障し、科学者に対して問題に関する情報を広く開示し、科学者コミュニティの助言・提言を政策的判断の基礎として考慮することが求められます。いうまでもなく、科学者コミュニティの助言・提言はあくまで政策決定者への助言であり、政策決定が依拠しうる根拠の一つを提示するものととどまります。

この半年の活動の中で、社会と政府への助言・提言活動とならんで、その必要性が強く感得されたのは、市民に対する説明の活動です。〔中略〕ここにおける日本学術会議の活動は、社会に対する助言・提言の趣旨とあわせて日本学術会議が任務の一つとする科学リテラシーの普及という性格をより強く示すものでした。

市民への説明の活動において明らかになったのは、科学者が明確な科学的知識を市民に伝達することだけではその役割が果たせないということです。市民の感じる問題、抱える不安、解決への展望を知る要求に対して、学術の側が常に明確な回答を持ちえているわけではありません。現代社会において、科学にとって問われるが答えられない問題の存在は、すでに多く指摘されているところです。社会のための科学（science for society）のコンセプトは、科学者が証明された知を社会に提供することでよしとするのではなく、社会のなかで科学者ができるかぎりの科学的知識を提供しながら、市民と問題を共有し、そのコミュニケーションの中で解決を共に模索するというあり方を要求するものであると考えます。

トランスサイエンス

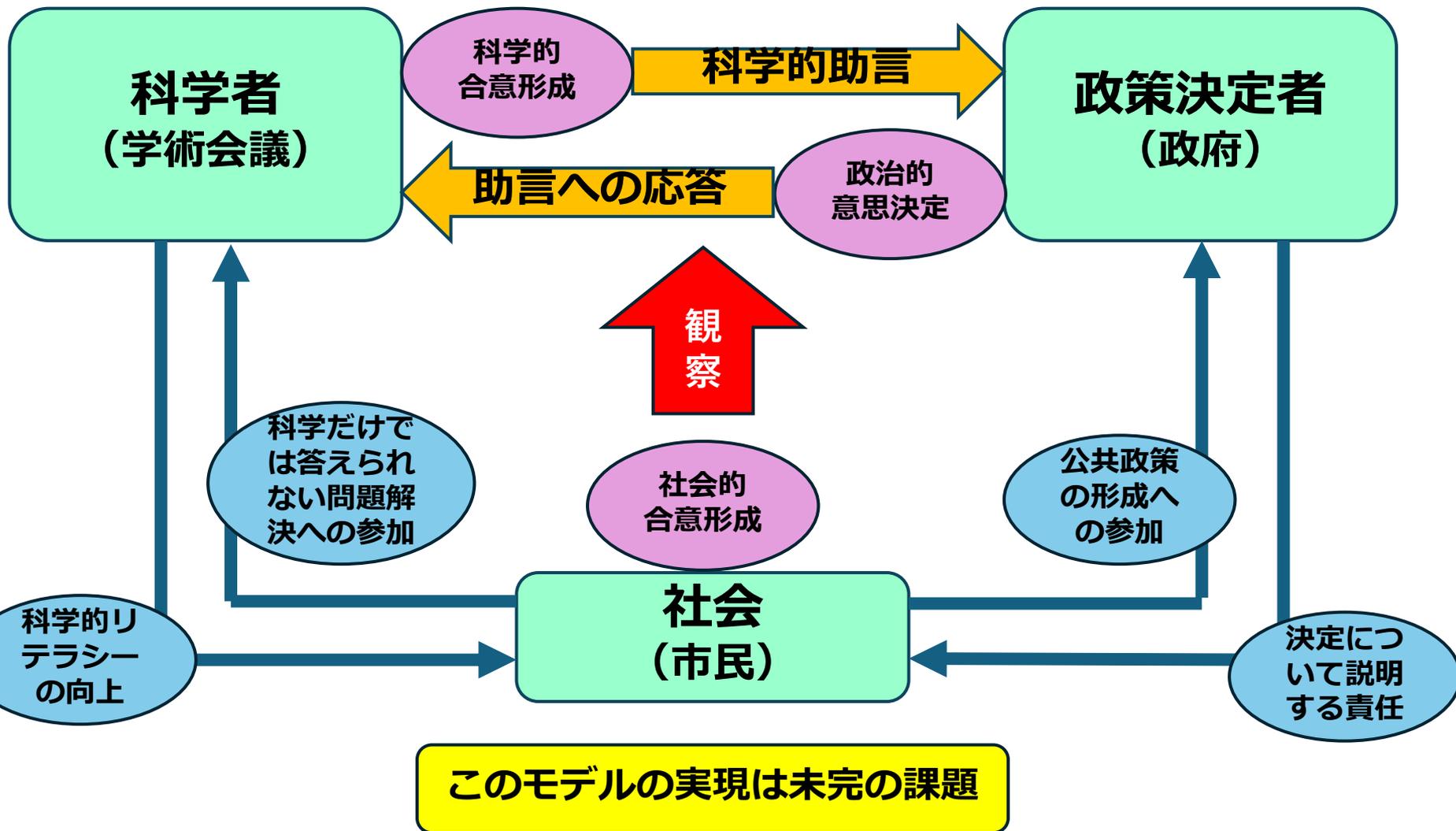


「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させる」（現行法2条）という学術会議の目的についての規定には「国民及び社会という視点が欠けている」、「国民と社会を、科学を啓発する対象として捉えている」との批判（有識者懇談会委員、2023年8月29日）。

吉村 忍・前学術会議第三部長の見解 (参議院内閣委員会、2025.6.3)

- ①現代の科学が直面している諸問題には、一つの学問分野だけからは適切に対応することが困難な課題が山積している。このため、多様な観点から多様な科学者がそれぞれの科学的知見にもとづく丁寧な議論を行ないながら「**科学的合意形成**」を進めていくことが肝要である。
- ②学術会議は、三部にまたがる会員と連携会員によるこのような科学的合意形成の成果を、勧告・声明・提言・見解等の「**科学的助言**」として表出している。合意形成の結果とともに、整理された多様な観点、多様な審議プロセスこそが信頼に足る科学的助言の価値である。
- ③社会は、そのような科学的合意形成の結果をも参考に「**社会的合意形成**」を進め、政治は「**政治的意思決定**」をしていくべきものである。
- ④「広い時間軸・空間軸と広範な学術的視野」をもつ「科学的合意形成」の結果と、「社会的合意形成」の結果、「政治的意思決定」の結果とは、**必ずしも一致するわけではない**。科学と政治は役割が異なり、協調することも対峙することもある。
- ⑤課題設定や委員選定の段階で政治や行政の意思が働き、場合によっては議論の前提にすでに政治的判断が埋め込まれることも起こりうる**審議会**と、独立性・自律性を必須とする**学術会議**とは性格がまったく異なる。

「科学的助言」の役割をめぐるモデル



科学者
(学術会議)

科学的助言

政策決定者
(政府)

緊張をはらんだ協力関係

- ・ 課題を自主的に設定する
(諮問に答える場合もありうる)
- ・ 審議する主体を自律的に決定する
(選考と組織編成の自律性)
- ・ 諸利害から独立して結論を導き出す

- ・ 科学的助言に耳を傾けたうえで、自ら決定し、決定に政治的責任を負う
- ・ 科学的助言と異なる決定を行なう場合は、その理由を社会に説明する

留意点

- ・ 科学だけですべての問いに答えを与えることができるとは限らない
- ・ **市民とコミュニケーションをとり、市民の判断力を高め、ともに解決することも重要**

- ・ 科学的知見にもとづくことが必要なことについて、科学者に意見を求めない(その意見、とくに不都合な意見を無視する)ことがあってはならない
- ・ 自らの政治的責任において決定すべきことについて、科学者の意見を隠れ蓑にしてはならない

新型コロナ対策における教訓

「科学的助言」から見た学術会議の独立性・自律性

	諮問機関モデル (審議会・有識者会議等)	日本学術会議
主導的役割	諮問者が主導	学術会議が独立して職務遂行
審議課題(問い)の設定	諮問者が諮問	自主的に設定**
審議主体	諮問者が課題に応じて指名	会員と委員を自律的に選考 人文・社会科学から自然科学 までの科学のすべての分野を 包括
審議結果(答え)	諮問に対する答申	政府の立場や所属組織の利害 から独立した科学的助言***
政府(諮問者)に対する拘束力	なし(意向に沿った答えを 出す力が働く)	なし(結果として政府と異なる 見解を出すことがある)
機能	政府の決定の正当化に用い られる傾向がある*	公共政策についての政府等や 市民社会の決定を助ける

典型的な諮問機関モデルに属する「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」が、独立性・自律性を生命とする学術会議のあり方を論じるという逆説。

* 現実には、個々の諮問機関によって異なる。

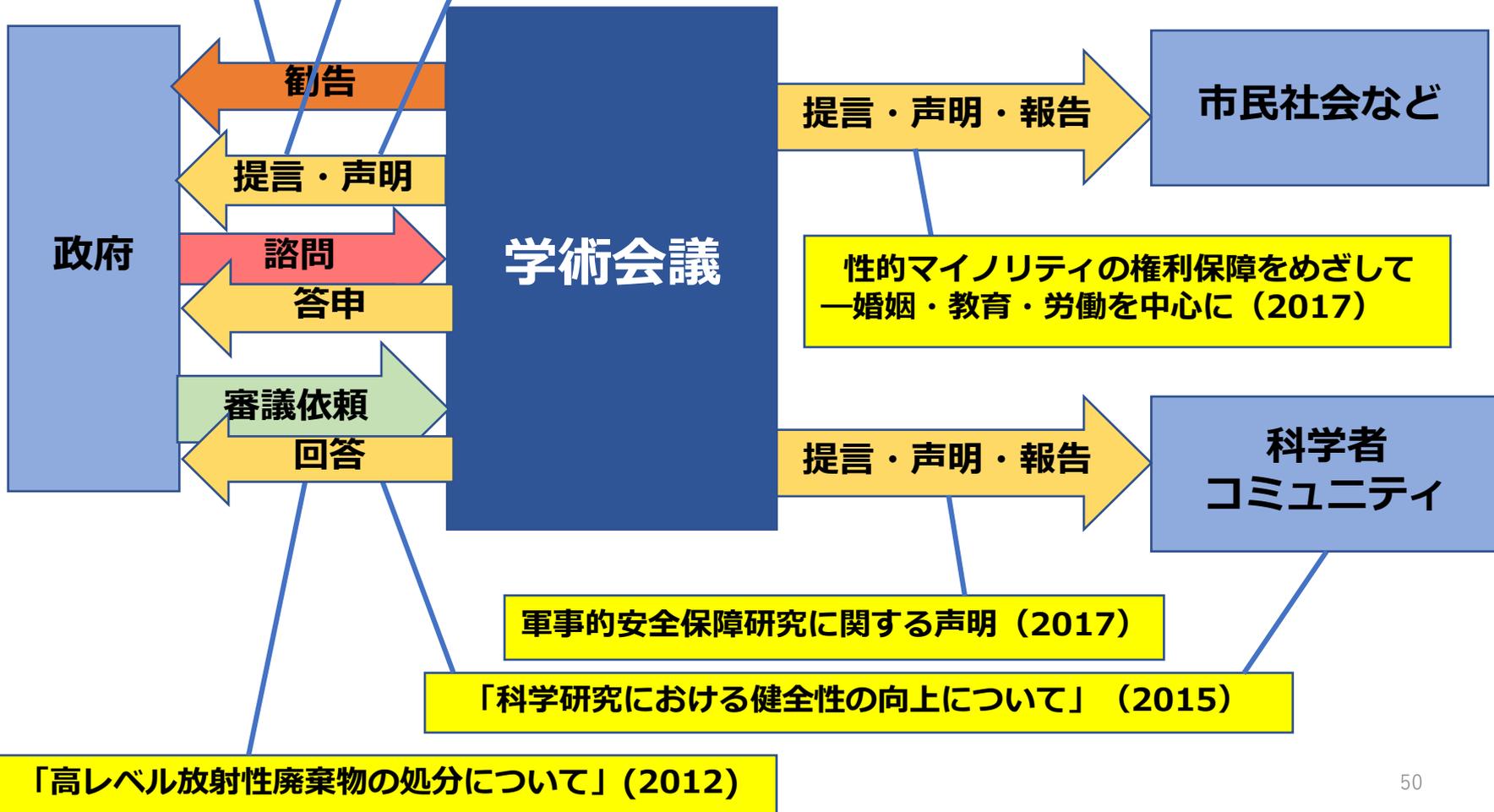
** 政府から諮問や審議依頼を受けることもある。

*** 財政的独立性が重要。

「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」(2010)

「新しい高校地理・歴史教育の創造」(2011)

「これからの大学のあり方—特に教員養成・人文社会科学系のあり方—に関する議論に寄せて」(2015)



高レベル放射性廃棄物の処分について



平成24年(2012年)9月11日

日本学術会議

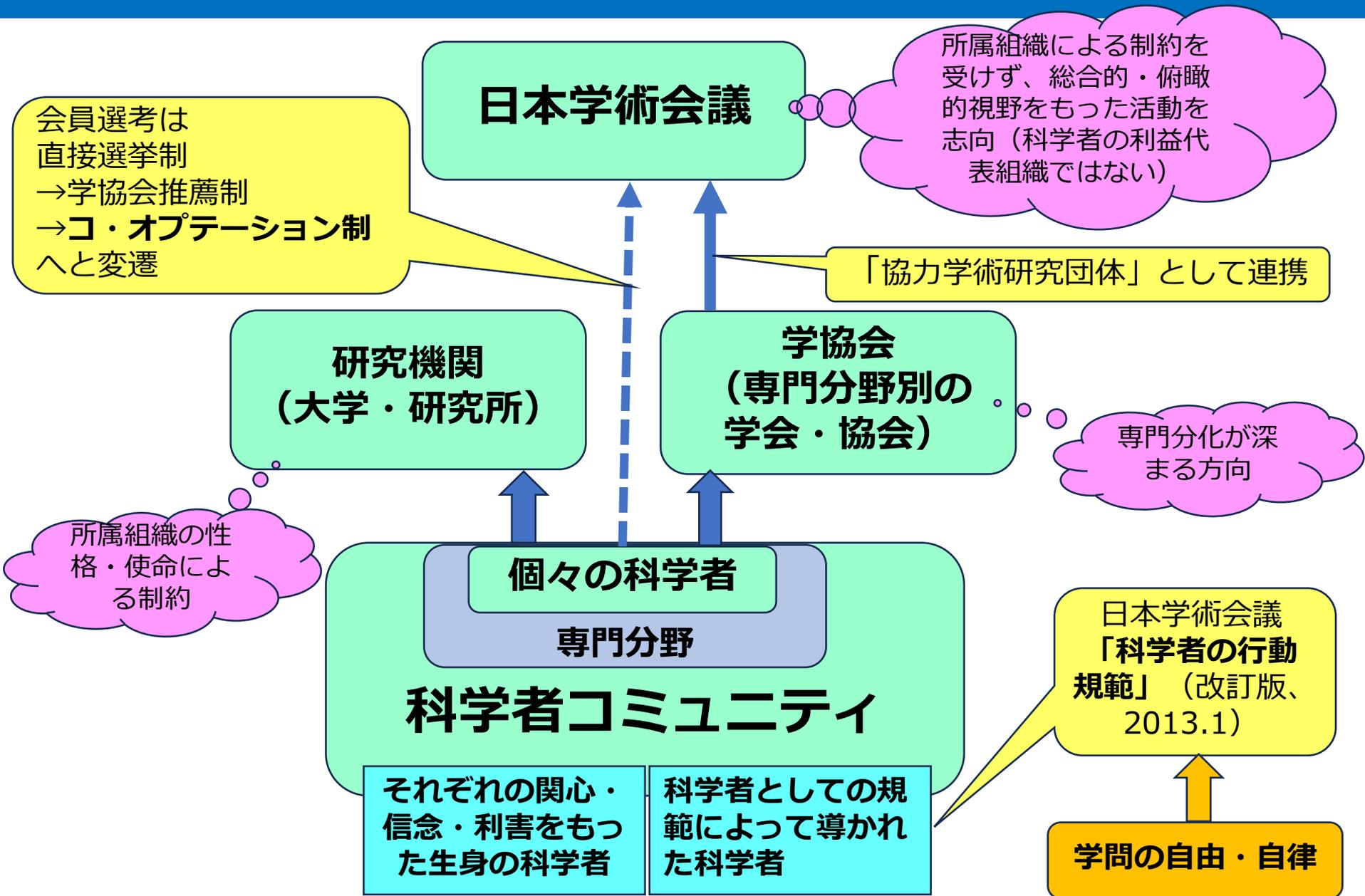


- * 自然科学的知と人文・社会科学的知との結合。
- * 政府機関が立てた問いを立てなおしたうえで回答。
- * 政府機関は自ら審議依頼したにもかかわらず応答せず。

- ・ 内閣府原子力委員会からの審議依頼に対する回答。審議依頼の趣旨は、高レベル放射性廃棄物の地層処分施設建設地の候補として名のりあげる自治体が出てこない中で、どうすればこのプロセスを進行させることができるかなどについて助言を求めることにあった。
- ・ これに対して学術会議は、高レベル放射性廃棄物の最終処分をめぐる社会的合意の形成が極度に困難な理由として、**エネルギー政策・原子力政策における社会的合意が欠如したまま最終処分地選定への合意形成を求めるという転倒した手続**などの問題点があることを指摘。
- ・ そのうえで、暫定保管および総量管理を柱とした**政策枠組みの抜本的な再構築**を提案した。

→ 公式の応答なし：「転倒した手続」は変わっていない

3. 学術会議について論じるさいに念頭に置くべき論点は何か？ (2) 「科学者コミュニティの代表」としての学術会議

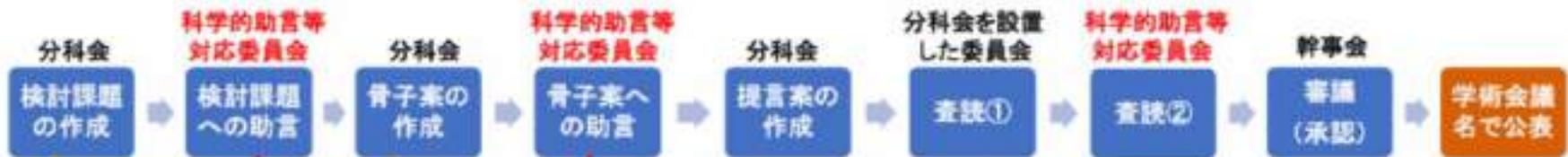


「科学的助言」はどのようにして作成されているか？

- 科学的助言対応委員会を設置して、質を担保するための調整機能を強化。

日本学術会議のより良い役割発揮に向けて（2021.4）にもとづく改革

科学的助言等対応委員会による「科学的助言」の質の向上
（下からのイニシアティブを踏まえた調整機能の強化）



【具体例】 本年秋に「提言」の公表を目指す科学者委員会学術体制分科会の場合



令和3年12月24日
日本学術会議第320回幹事会決定

Ⅲ. 査読における確認事項について

意思の表出の種類にかかわらず、科学的助言等対応委員会、部等における査読において確認を行うべき事項は、主に以下のとおりとする。なお、科学的助言等対応委員会、部等の判断で査読の具体的な手順、査読期間の目安等について別に定めることを妨げない。

- ①日本学術会議における過去10年間の公表文書、直近に公表予定の文書等との通時的な整合性
- ②科学者の内外に対する代表機関が発信するに相応しい論理性と倫理性
- ③内容の実行可能性と実現可能性
- ④読みやすさ、簡潔な要旨
- ⑤記述・主張を裏付けるデータ、適切な引用、出典・参考文献の明記
- ⑥利益誘導と誤解されることのないような配慮
- ⑦異なる意見の公平な取扱い
- ⑧委員会・分科会の設置趣旨との整合性
- ⑨意思の表出の種類と内容の整合性
- ⑩勧告、要望、声明、提言（以下「提言等」という。）とする場合に特に確認を要する事項（見解の場合は、ア）～オ）に準拠している旨を部又は委員会等において適切に確認されていることの確認を行う。）
 - ア）個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか。
 - イ）読者・名宛人を明確にして立案しているか。
 - ウ）関係する市民や団体、関係機関などとの意見交換の場を設けているか。
 - エ）異論に対する公平な取り扱いがなされているか。
 - オ）グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされているか。
 - カ）関係する委員会・分科会との連携がなされているか。
 - キ）提言等発出後も、関係する市民や団体、関係機関との意見交換や公開シンポジウムを行うなど、提言等の実現に努力するか。



有識者懇「最終報告」

学術会議の活動・運営の全般について**外部の意見を幅広く聴くように努める**ことは、より良い役割発揮に向けて国民の理解と支持を得ていくためには不可欠である。法人として新たに出発する学術会議に対して、**少数の科学者だけが内輪の論理で独りよがりになってしま**うのではないかというような懸念を生じさせないためにも、そのために**必要な仕組みを制度的に担保しておく**ことが望まれる（選考助言委員会、運営助言委員会など）。

3. 学術会議について論じるさいに念頭に置くべき論点は何か？ (3)「科学のための科学」と「社会のための科学」

* 「科学のための科学」と「社会のための科学」

- ・ 「ブダペスト宣言」（科学と科学的知識の利用に関する世界宣言。世界科学会議、1999年）

「知識（科学）のための科学」

「平和のための科学」

「開発のための科学」

「社会の中の科学、**社会のための科学**」

・ 背景

①科学の発展がもたらした負の側面に対する反省

②地球環境問題のように科学の総力を挙げて取り組むべき問題の出現

- ・ 対立概念ではなく、科学者の立場から統一的に理解されるべきもの

しかし、分離される可能性もある

- 「社会の中の（社会のための）科学」という視点を欠いた「科学のための科学」の追求

- 科学の発展の基礎には知的好奇心（「科学のための科学」）があることを軽視した有用性の一面的な追求

- * 「**科学のための政策 policy for science**」 (科学を発展させるための政策) と「**政策のための科学 science for policy**」 (科学を政策にどう役立てるか)
 - ・ 科学者の視点から政策決定者の視点 (資金配分) へ
 - ・ 学協会推薦制時代の反省: 科学者の特殊利害の実現をめざす勧告等に傾斜
 - 総合科学技術会議の設置 (2001年) にともなう学術会議の役割認識
 - 「科学のための政策」は総合科学技術会議
 - 「政策のための科学」は学術会議
 - ・ 学術会議批判 (→法人化論) の通奏低音としての「政策のための科学」論

自民党「政策決定におけるアカデミアの役割に関する検討プロジェクトチーム提言 (2020.12)」

学術会議はこれまで改革の歴史を経てきたものの、政治や政府を通じた「**政策のための科学 (Science for Policy)**」の機能を十分にはたしているとは言いがたい。政策形成に有効な科学的助言を提供する「政策のための科学」に寄与するために、**シンクタンク機能**を強化し、独立性を担保することは大前提としたうえで、**政治や行政が抱える「課題意識、時間軸等を共有」**し、「**実現可能な質の高い政策提言**」を行なうことが求められる。(要約)

日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会「最終報告」（2024.12）

近年、いわゆる「**政策のための科学（science for policy）**」が強く求められるようになってきていることも世界的な潮流であり、海外のナショナルアカデミーの使命・目的の中で大きなウェイトを占めるに至っている。学術会議には、海外アカデミーが果たしている役割、すなわち社会の関心及び状況等を踏まえつつ科学的エビデンスや学術的な知見を適切に整理し、政府等と丁寧にコミュニケーションをとりながら適時適切に提供していく役割に果敢に挑戦し、積極的に引き受けていくことも期待されている。

学術的知見が現代社会を取り巻く**諸課題の解決**に最大限活用され、公的資金の担い手である社会構成員や産業界からの支持を獲得していくため、換言すれば、**学術的助言等の実効性**を高め、学術会議が国民・社会から理解と支持を集めながら活動と予算を拡大していくためには、国民・社会の関心やニーズを適切に拾い上げ、**実現・実装の視点**も加味した課題設定や審議などが望まれるところである。

いわゆる**政策のための科学（science for policy）**に適切な形で寄与するということも、学術会議が国民や社会からの理解と信頼を得て支持を拡大していくためには不可欠であり、**学術的助言の実効性**を高めるためのさまざまな取組が求められてくる。

新法 第1条 日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に係る者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、**学術の向上発達**を図るとともに、学術に関する知見を活用して**社会の課題の解決**に寄与することを目的とする。

- 「政策のための科学」の強調の学術会議のあり方についての含意
 - 政府や産業界との問題意識・時間軸の共有
 - 会員選考への外部の意見の反映
 - 産業界出身者や政策形成経験者を会員に
 - コントラクトなどをつうじた民間資金の獲得
- 「政策のための科学」を求めること自体に問題があるわけではない
問われるべきことは、
 - 科学の有用性（目的志向性）への過度な傾斜
 - 普遍性をもつ科学の「国益」への従属
 - 前提となっている「政策」や「課題」（の立て方）自体の批判的検討

「これからの大学のあり方—特に教員養成・人文社会科学系のあり方—に関する議論に寄せて」（2015.7 幹事会声明）

大学は社会の中であって、社会によって支えられるものであり、広い意味での「社会的要請」に応えることが求められている。このことを大学は強く認識すべきである。しかし、「社会的要請」とは何であり、それにいかに応えるべきかについては、人文・社会科学と自然科学とを問わず、一義的な答えを性急に求めることは適切ではない。具体的な目標を設けて成果を測定することになじみやすい要請もあれば、目には見えにくくても、長期的な視野に立って知を継承し、多様性を支え、創造性の基盤を養うという役割を果たすこともまた、大学に求められている社会的要請である。前者のような要請に応えることにのみ偏し、後者を見落とすならば、大学は社会の知的な豊かさを支え、経済・社会・文化的活動を含め、より広く社会を担う豊富な人材を送り出すという基本的な役割を失うことになりかねない。

「政策のための科学」（新法第1条「社会の課題の解決」）の強調に問題はないか？

- * 学術会議が「政策のための科学」を軽視してきたかのような認識は、現実には合わない。
- * 政府等との「問題意識・時間軸の共有」の強調は、取り上げる課題の範囲を狭め、方向を制約する可能性がある。
 - ・ CSTIでは学術会議から「政策に生かせるタイプの助言」（制度化と予算確保を裏づける助言）を受けたことはない（上山、有識者懇2023.11.2）。
 - ・ 「警鐘を鳴らす」ような提言は「社会の課題の解決」に含まれるのか？
- * 「政策のための科学」と対をなす「科学のための政策」（その基礎にある知的好奇心にもとづく「科学（知識）のための科学」という科学の原点）を軽視してはならない。

とくに、CSTIの政策に対するチェック機能をはたせるのは学術会議。
- * 学術会議の「科学的助言」とは、研究活動そのものとは異なる、非常勤の会員による社会にする発信であることが、どの程度意識されているか（「プロジェクト」、「重厚な科学的分析」）。

3. 学術会議について論じるさいに念頭に置くべき論点は何か？ (4)「学術」と「科学技術」

「日本の展望—学術からの提言2010」（2010.4.5）

「学術」は「あらゆる学問の分野における知識体系とそれを実際に応用するための研究活動」を総称するものであり、「諸科学の全体」、「それらの領域における幅広い知的創造の活動」を意味するものである。また、「学術」研究は、「**真理を追求するという人間の基本的な知的要求に根ざす**」ことを本質とし、それゆえ、「研究者の自由闊達な発想を源泉として展開されることによって優れた成果を期待できる」ものであり、近代の大学制度を支える**学問の自由**の原理は、まさに「学術」の論理と相照応するものにほかならない。

「学術」には、「**科学**」の用語に含まれる「**知の多元化**」（専門分化）への傾向性に対して、人間の知的、創造的営みを大きく一つのものとして包括的に捉え、**諸科学のあり方を総合的に追究する**という課題が託されていると見ることができる。

「科学技術」は、二つの点において、学術のコンセプトを狭隘にするものである。一つは、科学技術基本法が示しているように、**人文・社会科学の知的営みを含まないこと**、そしてもう一つは、**自然科学の中でも、技術開発志向の科学、科学を基礎とした技術（science based technology）に主要な関心を示していること**である。

学術会議勧告「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」（2010.8）

科学技術基本法における「『科学技術』の用語を『科学・技術』に改正し、**政策が出口志向の研究に偏るという疑念を払拭するとともに**、法第1条の『人文科学のみに係るものを除く。』という規定を削除して**人文・社会科学を施策の対象とする**ことを明らかにし、もって人文・社会科学を含む『科学・技術』全体についての長期的かつ総合的な政策確立の方針を明確にすること」

イノベーションの推進のためには人文・社会科学の知が必要という認識の高まり

- ・イノベーションの基点におけるニーズ、終点における社会的受容性を確かめる。
- ・科学技術にともなう倫理的・法的・社会的問題（ELSI）。

「勧告」の実現
とは言えない

科学技術基本法改正（2020.6）

- ・「科学技術の振興」と並列して「イノベーション創出の振興」を目的に付加
→ 法律・計画の名称を変更。
- ・「人文科学（＝人文・社会科学）のみに係るもの」を除外する規定を削除
→ 科学技術政策に人社を包摂・動員する路線への転換
- ・大学等に「振興方針（法3条）にのっとり、科学技術の進展及び社会の要請に的確に対応しつつ、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及に自主的かつ計画的に努める」責務を課す。

* 「科学技術」概念の目的（応用・社会実装）志向性がいっそう強まっている。

	日本学術振興会 (JSPS)	科学技術振興機構 (JST)
目的	大学・学術の振興	イノベーションの創出 (研究開発法人)
対象	研究者の自由な発想に基づく研究	政策に基づき将来の応用をめざす基礎研究から産学連携まで一貫した研究開発
手法	<p>政策的要請に応じた科学技術課題</p> <p>* 研究者相互の学術的な観点からの審査・評価 (アレビュー) により、公平性、中立性の確保をもっとも重要な方針として実施</p> <p>* ボトムアップ型</p>	<p>機構が自ら研究開発を実施 (最適な研究チームを時限付で編成 (バーチャルネットワーク型研究所))</p> <p>* 事前の研究動向の調査・分析から研究開発実施後のフォローアップまで機構が実施 (研究のモニタリング)</p> <p>* トップダウン型</p>
分野	人文・社会科学から自然科学まですべての学問分野	政策的要請に応じた科学技術課題

行政改革推進会議独立行政法人等改革に関する分科会第1ワーキンググループ第6回 (2013.11.14) への文部科学省提出資料にもとづいて、小森田が作成

3. 学術会議について論じるさいに念頭に置くべき論点は何か？

(5) 日本学術会議と総合科学技術・イノベーション会議

総合科学技術・イノベーション会議 (CSTI)

議長		高市 早苗	内閣総理大臣
議員	閣僚	木原 稔 小野田紀美 林 芳正 片山さつき 松本 洋平 赤沢 亮正 2016年～ 2025年2月 上山隆大	内閣官房長官 科学技術政策担当大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 経済産業大臣 自民党は防衛大臣を 加えることを主張
	有識者	宮園 浩平 (常勤議員) 伊藤 公平 (非常勤議員) 梶原ゆみ子 (非常勤議員) 佐藤 康博 (非常勤議員) 鈴木 純 (非常勤議員) 菅 裕明 (非常勤議員) 波多野睦子 (非常勤議員)	元理化学研究所理事・元東京大学卓越教授 慶應義塾長、慶應義塾大学理工学部教授 日本学術会議会員、日本私立大学連盟常務理事 シャープ (株) 社外取締役 産業競争力懇談会エグゼクティブアドバイザー 株式会社みずほフィナンシャルグループ特別顧問 帝人 (株) シニア・アドバイザー 出光興産 (株) 社外取締役 日本経済団体連合会 常任幹事 東京大学理学系研究科化学専攻教授 東京大学先端科学技術研究センター教授 日本学術会議会員 ミラバイオロジクス株式会社取締役 東京科学大学理事・副学長 東京科学大学工学院教授
	関係機関の長	光石 衛 (非常勤議員)	日本学術会議会長 CSTI ウェブサイト

CSTI

- ・ 科学技術政策の「司令塔」
- ・ トップダウンの構成・活動原理
経済財政諮問会議と同型
- ・ 政府の政策と予算に直結
総合科学技術・イノベーション基本計画
各種大型プロジェクトなど
- ・ 内閣府政策統括官、科学技術イノベーション推進事務局などの強力な機構と予算

日本学術会議

- ・ 「学術の進歩に寄与する」使命をもち、独立して職務を遂行する国の機関
- ・ ボトムアップの構成・活動原理
- ・ 「科学者コミュニティの代表」としての非権力的・社会的権威に依拠
- ・ 事務局は内閣府職員により構成されるが、活動の内容には関与しない
- ・ 大きな予算制約のもとで会員・連携会員の手弁当による活動

「車の両輪」論

見なおし

増大する役割

「科学技術」と
「学術」との関係
とパラレル

政府による
周辺化

* 1949 **日本学術会議**発足

- ・ 「政府は、左の事項について、日本学術会議に**諮問**することができる。」
- ・ 「日本学術会議は、左の事項について、政府に**勧告**することができる。」

* 1959 **科学技術会議**設置（内閣総理大臣の諮問機関）

- ・ 「**日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告**に関することのうち重要なものに関して**関係行政機関の施策の総合調整を行う必要がある**と認めるときは、同会議に諮問しなければならず、これに対する答申があったときは、これを尊重しなければならない。」
- ・ 「科学技術」：「人文科学のみに係るものを除く」

→ 1995 科学技術基本法：「**人文科学のみに係るものを除く**」



引き継いだこと

- ① 閣僚+有識者という組織原理
- ② 人文・社会科学の除外

引き継がなかったこと

学術会議への諮問・勧告に対応するという関係 → この関係の欠如は現在まで続いている

* 2001 **総合科学技術会議**

→ 2014 **総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）**

- ・ 科学技術政策の「司令塔」

実際には「車の両輪」ではなく、CSTIが優位し、学術会議は周辺化された
→ 学術会議の存在への政権の覚醒をもたらしたのが「2017年声明」

**CSTI基本計画専門調査会
(2019.8)**

上山隆大 総合科学技術・イノベーション会議議員
(会長)

梶原ゆみ子 同上

小谷元子 同上

小林喜光 同上

篠原弘道 同上

橋本和仁 同上

松尾清一 同上

山際壽一 同上 (日本学術会議会長)
(専門委員)

安宅和人 慶應義塾大学環境情報学部教授
ヤフーKKチーフストラテジオフィサー

江崎 浩 東京大学大学院情報理工学系研究科教授

遠藤典子 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究
科特任教授

大隅典子 東北大学副学長・大学院医学系研究科教授

北岡伸一 東京大学名誉教授・独立行政法人国際協
力機構理事長

五神 真 東京大学総長

菅 裕明 東京大学大学院理学系研究科教授
ミラバイオロジクス株式会社取締役

十倉雅和 住友化学株式会社代表取締役会長
日本経済団体連合会審議員会副議長

永井良三 自治医科大学学長

濱口道成 国立研究開発法人科学技術振興機構理事
長

**CSTI世界と伍する研究大学専門調査会
(2021.3)**

上山隆大 総合科学技術・イノベーション会議議員
(会長)

篠原弘道 同上

橋本和仁 同上
(専門委員)

安宅和人 慶應義塾大学環境情報学部教授
ヤフー株式会社CEO

遠藤典子 慶應義塾大学グローバルリサーチインス
ティテュート特任教授

金丸恭文 フューチャー株式会社代表取締役兼社長

川合眞紀 自然科学研究機構分子科学研究所長

小林喜光 株式会社三菱ケミカルホールディングス
取締役

白石 隆 公立大学法人熊本県立大学理事長

菅 裕明 東京大学大学院理学系研究科教授

ミラバイオロジクス株式会社取締役

富山和彦 株式会社経営共創基盤IGPIグループ会長

林いずみ 桜坂法律事務所 弁護士

村山 斉 カリフォルニア大学バークレー校教授

東京大学国際高等研究所カブリ数物連携
宇宙研究機構教授

経済安全保障法制に関する有識者会議（2021.11）

青木節子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
阿部克則 学習院大学法学部教授
上山隆大 総合科学技術・イノベーション会議議員
大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授
兼原信克 同志社大学特別客員教授
（元国家安全保障局次長）
北村 滋 北村エコノミックセキュリティ代表
（元国家安全保障局長）
久貝 卓 日本商工会議所常務理事
小柴満信 経済同友会副代表幹事
小林いずみ ANAホールディングス社外取締役
角南 篤 笹川平和財団理事長
土屋大洋 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
長澤健一 キヤノン株式会社知的財産法務本部長
羽藤秀雄 住友電気工業株式会社代表取締役
原 一郎 日本経済団体連合会常務理事
松本洋一郎 東京大学名誉教授
三村優美子 青山学院大学名誉教授
渡井理佳子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
渡部俊也 東京大学未来ビジョン研究センター教授

国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議 （2022.9）

上山隆大 総合科学技術・イノベーション会議議員
翁 百合 日本総合研究所理事長
喜多恒雄 日本経済新聞社顧問
国部 毅 三井住友フィナンシャルグループ会長
黒江哲郎 三井住友海上火災保険顧問（元防衛事務次官）
佐々江賢一郎 日本国際問題研究所理事長（元駐米大使）
中西 寛 京都大学大学院教授
橋本和仁 科学技術振興機構理事長
船橋洋一 国際文化会館グローバル・カウンスル・
チェアマン（元朝日新聞社主筆）
山口寿一 読売新聞グループ本社社長

日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会 (2023.8)

相原 道子 横浜市立大学学長
五十嵐仁一 ENEOS総研株式会社顧問
上山 隆大 総合科学技術・イノベーション会議議員
大栗 博司 カリフォルニア工科大学教授
小幡 純子 日本大学大学院法務研究科教授
岸 輝雄 東京大学名誉教授 (座長)
久間 和生 国立研究開発法人協議会会長
佐々木泰子 お茶の水女子大学学長 (座長代理)
瀧澤美奈子 科学ジャーナリスト
永井 良三 自治医科大学学長
永田 恭介 筑波大学学長
山西健一郎 元日本経団連副会長

防衛力の抜本的強化に関する有識者会議 (2024.2)

遠藤 典子 早稲田大学大学院教授
北岡 伸一 東京大学名誉教授 (座長代理)
榊原 定征 日本経済団体連合会名誉会長 (座長)
澤田 純 NTT株式会社取締役会長
島田 和久 元防衛事務次官
杉山 晋輔 元米国特命全権大使
橋本 和仁 内閣官房科学技術顧問
森本 敏 元防衛大臣
柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科教授
山口 寿一 読売新聞グループ本社代表取締役社長
山崎 幸二 前統合幕僚長
若田部昌澄 早稲田大学政治経済学術院教授
上山 隆大 前総合科学技術・イノベーション会議議員
遠藤 典子 早稲田大学大学院教授
落合 陽一 筑波大学准教授
北岡 伸一 東京大学名誉教授
栗崎 周平 早稲田大学政治経済学術院准教授
小西 美穂 関西学院大学総合政策学部特別客員教授
島田 和久 元防衛事務次官
宮永 俊一 三菱重工業株式会社 名誉顧問
森本 敏 元防衛大臣
柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科教授
山崎 幸二 前統合幕僚長

*再考を要する「車の両輪」論

- ①仮に「車の両輪」という比喻を用いるとしても、そのことは学術会議がCSTIおよびその背後にある政府と同じ方向を向くべきだ、ということの意味するものではない。

「車の両輪という表現、私は、重要性から見て車の両輪なんだと。右のタイヤが右側を向いたから左のタイヤも同じように向いていかなくちゃならない、こういう意味とは解釈をいたしておりません。そういった中で、委員おっしゃる中立性、独立性、公平性、そしてまた透明性、正に今後の日本学術会議に更に求められる性格だ、そのキーワードだと、そんなふうに解釈をいたしているところであります。」（茂木大臣、2004.4.6参議院文教科学委員会）

- ②CSTIが「科学のための政策」を担当するのに対して学術会議は「政策のための科学」を担当するという役割分担ではなく、学術会議は双方について発言すべきである（実際、そうしてきた）。

- ・提言「研究力の危機と再構築：学術と社会を支える持続的な研究エコシステムの構築に向けて」（2025.11.27）

とくに学術会議は、CSTIが推進している「科学のための政策」を検証する役割をはたすべきである。

- ③CSTIが学術会議の科学的助言に応答する関係を制度化すべきである。

「政府は、学術振興基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、総合科学技術会議及び日本学術会議の議を経なければならない。」（石井紫郎「学術基本法（素案）」2008）

4. 法人化される学術会議にどのように臨むべきか？

(1)これまで学術会議が蓄積してきた財産を継承する

- ①法定されなかった「部」を軸とする下からのガバナンスの仕組みと「連携会員」制度を維持する。
「協力学術研究団体」制度を通ずる学協会との結びつきを維持・強化し、科学者コミュニティの代表機関としての性格を実質化する。
- ②独立した立場からの科学的助言のあり方を継承し、その成果としての提言類を引き続き保存・公開する。

(2)新法に盛り込まれた学術会議の独立性・自律性を脅かす要素の機能をできるかぎり最小化（無害化）する

- ①監事、評価委員会、運営助言委員会、選定助言委員会の機能が学術会議の独立性・自律性を侵害しないよう監視する。
- ②学術会議の公共的機能が公費で担保される意義を主張し、政府の補助金を増額することを求める。
補助金が減額されたり、計画と結合して活動の統制の手段として用いられないよう監視する。

(3)市民社会と学術（学術会議）、科学者コミュニティと学術会議との距離を縮める努力を行なう

- ①学術会議からの発信が、政府、科学者コミュニティ、市民社会によりよく届くための仕組みを作る。
- ②学術会議からの発信に、政府、科学者コミュニティ、市民社会が応答するための仕組みを作る。
とくに、総合科学技術・イノベーション会議をはじめ、政府機関が学術会議の科学的助言に応答するよう求める。
- ③社会における学術、学術を支える学問の自由の意義についての社会の理解と支持を広げる。

(4)以上の結果として形づくられる新法のもとでの学術会議のあり方について、市民社会と科学者コミュニティとしての評価を与える

- ①3年後の見なおし、6年後の見なおしの機会に、市民社会と科学者コミュニティの見解を表明することをめざす。
- ②新たな学術会議のあり方に対する評価を踏まえ、市民社会と科学者コミュニティの合意にもとづき、法改正、新法の制定（現行法の骨格への復帰）、オルタナティブな運動の形成などの展望を明らかにする。

世界最高のナショナルアカデミーを目指して

2024.12.20

～日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書～

- 懇談会としては、将来的・最終的には、活動の拡大はもとより財政面も含めて自律性も高め、海外アカデミーに見られる公益法人のような形に落ち着いていくことが、ナショナルアカデミーとしての学術会議の理想的な在り方ではないかという思いを抱いている。

日本維新の会も同様の主張

学術的助言等の活動に対する国民及び社会からの信頼を積み重ね、理解と支持を獲得し、財政基盤の多様化を進めながら自律的な運営に至る。その一方で、学術と政治や行政との適切な関係を構築することを通じて、国からも一定程度の支援を受ける。ここに至れば、もはや政府任命の監事等が置かれる理由はなく、国にとっても無用のコミットメントを続ける意味はない。

- ただし、そこに着地するまでには、海外アカデミーに見られるような長い努力と実績・信頼の積み重ねが必要となる。このため、懇談会としては、まずは国が設立する法人として出発し、より良い役割発揮に向けた努力を通じて国民の理解と信頼を獲得するよう努めつつ、財政面も含めた運営の自律性を着実に高めていくことが現実的であると考えます。そして、政府においても、ナショナルアカデミーの重要性をよく理解し、学術会議のより良い役割発揮に向けた取組等をさまざまな形で支援していくよう期待することが、我が国におけるナショナルアカデミーの歴史的経緯や社会・経済の状況を考えれば、現実的で望ましい方向性であると確信する。

①学問を学問として成り立たせているのは、科学者コミュニティ（学問共同体）の存在である。

学問的営みと認められるためには、これまでの研究の積み重ねに対する敬意、既存の研究に対する批判的態度と自らへの批判に対して開かれた態度にもとづき、それぞれの学問分野において了解された作法に則ってまとめられ、公開されたものでなければならない。そのような**規範を認め合った科学者（ピア＝同業者）のコミュニティ**において絶えず検証されることによって、学問は発展する。

②科学者コミュニティは、大学、専門分野の学協会（学会・協会）、ナショナル・アカデミー（学術会議）など、さまざまな形をとる。

それぞれの科学者コミュニティは、その性格に応じて、コミュニティのメンバーやコミュニティのあり方について自律的に決定する。

科学者コミュニティの自律性に対する介入は、科学者コミュニティを成り立たせている学問の自由の侵害である。学問の自由の侵害とは、個々の科学者にとっての問題であるだけでなく、科学者コミュニティを成り立たせている前提そのものを揺るがす問題である。

③学問の自由には社会的責任がともなう（その意味でふさわしいのは、「学問の自律」という概念である）。

* 学問の自由は、何をどのように研究してもよいということの意味しない。それは、科学者の社会的責任と表裏一体の関係にある。

- ・ 学問を成り立たせる学問共同体の規範に従い、学問共同体を維持することに対する共同の責任（**責任ある研究の実施**）
- ・ 科学技術が作ったもの／作ろうとしているものの社会に及ぼす影響についての責任（**製造物責任**）
- ・ 「それはどういう意味か」「この研究は何の役に立つのか」など公共からの問いに答える責任（**応答責任**）

（藤垣裕子『科学者の社会的責任』）

* 応答責任をはたす仕方のひとつが、個人的、集団的な「科学的助言」である。学問の自由をさまざまな形で制約されることのない科学者と科学者集団が前提であり、そうでなければ科学的助言が歪められる。



④ **学問の自由の社会的意義は、社会が共有する知を不断に刷新し、豊かなものにする点にある。**

* 学問の自由は、個々の科学者にとっては**知的好奇心に導かれた自由な研究**とその**成果の公開**を保障する、という意義がある。その結果として、**知の多様性**が保障され、社会が共有する知が豊かになるという点に、学問の自由の社会的意義がある。学問に従事する者は、そのために**社会から負託**を受け、支えられる。

⑤ **学問の自由が確保されるためには、権力による介入・統制からの自由だけでなく、しかるべき研究条件の保障が必要である。**

* 学問が成り立つためには、分野や方法によって質的にも量的にも多様な、**知的生産の手段**（実験装置や資料へのアクセス、研究の組織化、それらを支える研究資金など）と**成果を公表する手段**とが不可欠である。

* したがって、研究資金の配分のあり方をつうじて**多様性に対する脅威**が生じ得ることに注目する必要がある。

- ・ 学問が特定の方向に過度に誘導される（動員：「選択と集中」）。
- ・ 研究資金を獲得するために（短期的に成果の出やすいテーマに傾斜するなど）学問のあり方が左右される（歪曲）。
- ・ 「国益」への適合性を基準に学問の価値が評価される（排除）。
- ・ 動員や排除の対象にはならないが放任される結果、研究資金やポストを得られにくい分野が困難に陥り衰退する（兵糧攻め）。

⑥ 学問の自由の危機が見えにくくなるメカニズムが働いている。

* 個人化

個々の研究者に対する直接的な抑圧や組織からの排除が行なわれず、「個人として」研究を行なう自由が残っていれば、学問の自由の侵害は生じていないと主張される。

研究費の供給のあり方は学問の自由にかかわる構造的問題としては理解されず、研究費は所与の条件のもとで個々の研究者がいかに競争し獲得するかという個人的問題に解消されがちである。

* 内部化

大学の自治は外部の権力から学問の自由を擁護するための制度的仕組みとして理解されてきたし、いまでもそうあるべきものである。

しかし、大学はその内部において構成員のあり方を制約する可能性をもっている。その制約が、ピアによって構成される科学者コミュニティの自律ではなく、学問とは異なる行動原理をもつ「経営体」の判断によるものとなるとき、学問の自由に対する脅威は内部化され、見えにくいものとなる。

*秘密化

秘密の領域として囲われる研究の範囲が広がり、大学にも及ぼうとしている。秘密性は、何が何ゆえに秘密であるかを問うことを困難にするがゆえに、問題の不可視化をもたらす。

*周辺化

学問の内容を理由とする直接的攻撃の兆候がすでに現われているにもかかわらず、それに問題の重みにふさわしい社会的注意が払われない。

- ⑦学問的知そのものに対する軽視、不信、敵意を、事実と論理にもとづく議論という地盤を損なう民主主義に対する脅威としてその背景を分析し、克服する必要がある。

学術会議の独立性が失われれば、学問の自律性を擁護する機能が弱まり、政治と学問との接点で生まれる学問の自由の危機に警鐘を鳴らす役割が衰退する恐れがある。

5. いま、学術会議の「2017年声明」をどのようにとらえるか？

(1)学術会議のあり方の見なおし論の動機としての軍事研究問題

* 防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」（2015～）

「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017.3）

☞ 少なからぬ大学をはじめとする研究機関が、軍事研究に対する態度を検討

→ 安全保障技術研究推進制度に対する大学からの応募が減少

* 菅首相による6人の会員候補の任命拒否（2020.10）

* 自民党PT「日本学術会議の改革に向けた提言」（2020.12）

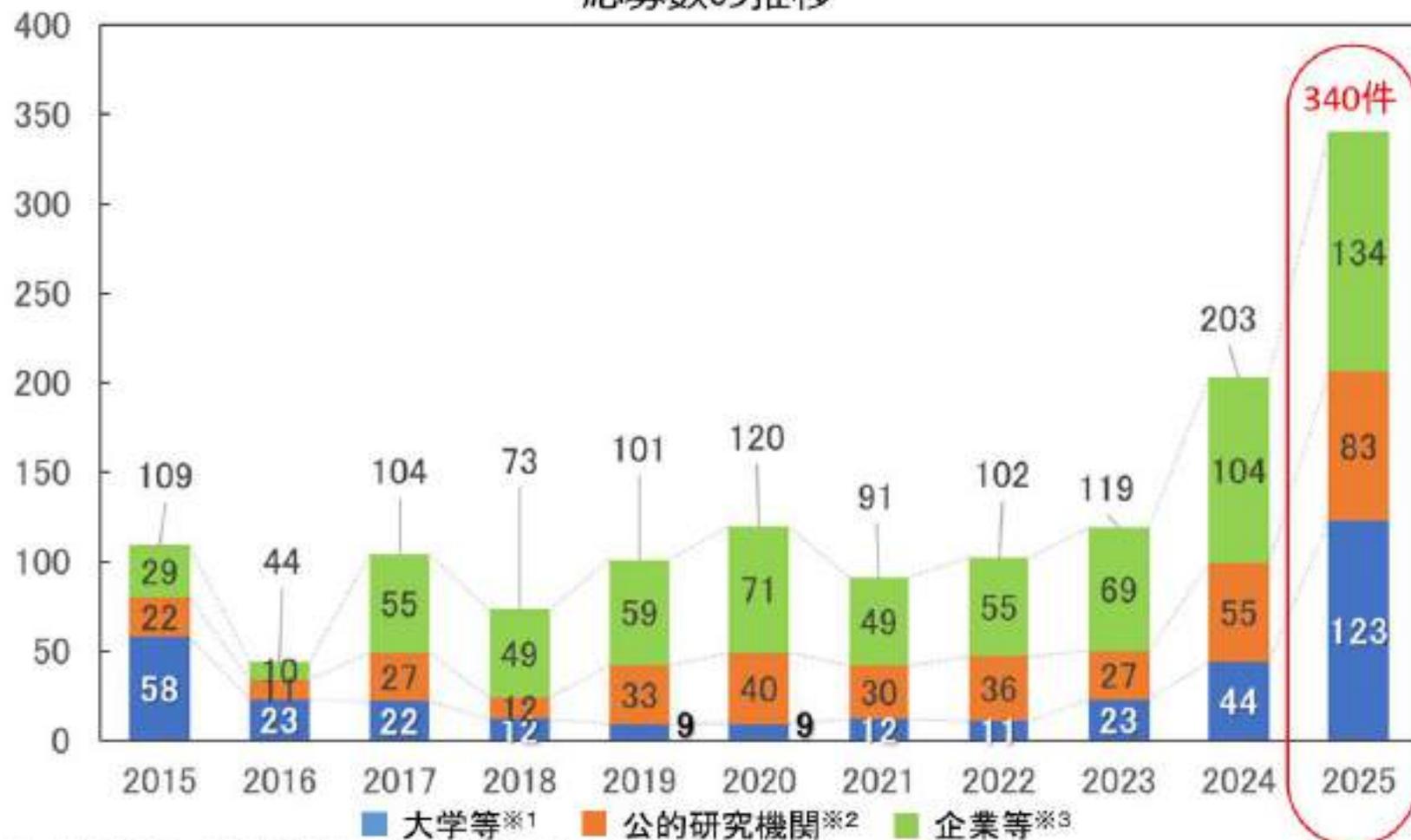
・法人化論の原型

・軍事研究への直接の言及はないが、初代防衛装備庁長官からも聴き取り)

「国民の生活を豊かにし、国民の命を守るための研究、**学問の自由をむしろ学術会議は阻んでいるのではないか**」という声がたくさん上がってきている。「**経済安全保障問題、デュアルユース、中国への技術流出**をどう考えるか、ここがポイントだ」。これらをスルーして（学術会議が）報告書をもってきても「自民党としては受け止められない」（2020.11.17、参議院内閣委、山谷えり子）

9. 安全保障技術研究推進制度の推進（3 / 3）

応募数の推移



※1 : 「大学等」とは、大学、高等専門学校及び大学共同利用機関のことをいう。

※2 : 「公的研究機関」とは、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人及び地方独立行政法人のことをいう。

※3 : 「企業等」とは、民間企業や研究を主な目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人のことをいう。

JUNE 2025, Acquisition, Technology and
LOGISTICS AGENCY(atla), mod

防衛科学技術委員会
第1回（2025.6.13）
配付資料

(2) 「2017年声明」のポイント

「軍事的安全保障に関する声明」(2017.3)

「科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会からの負託に応えることである。学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の**公開性**が担保されなければならない。しかるに、軍事的安全保障研究では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や**秘密性**の保持をめぐる、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある。」

「大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。」

- ① 50年声明・67年声明 = 非戦・非軍事の立場の継承（憲法9条）
- ② 「われわれ」（= 学術会議会員）の決意表明から、科学者コミュニティによる自律的な対応の要請へ
- ③ 「軍事的安全保障研究」（軍事研究）とは何を指すか？
 - ア) 軍事利用を直接に**研究目的**とする研究
 - イ) **研究資金の出所**が軍事関連機関である研究
 - ウ) 研究成果が**軍事的に利用される可能性**がある研究「範囲が広く、どこまで含まれるか判断が特に難しいのはウ) のカテゴリーであり、慎重な対応が求められる」（「軍事的安全保障研究に関する報告」2017.4） → **研究資金の出所だけが基準ではない**

④ 「デュアルユース」 についての認識

- * 「民生的研究と軍事的安全保障研究との**区別が容易でない**のは確かである。それは科学技術につきまとう問題である。」
- * 「科学者が、自らの研究成果がいかなる目的に使用されるかを全面的に管理することは難しい。研究の『出口』を管理しきれないからこそ、**まずは『入口』において慎重な判断**を行うことが求められる。」

⑤ 中心的な視点としての公開性

- * 軍事的安全保障研究と**研究の公開性との緊張関係**
- * 「国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する」研究機関の責任

⑥ 学問の自由（憲法23条）

- * 「研究の適切性について、学術的な蓄積にもとづいて科学者コミュニティが規範を定め、コミュニティとして**自己規律**を行うことは、個々の研究者の学問の自由を侵すものではない。」
- * 「人権・平和・福祉・環境などの普遍的な価値に照らして研究の適切性を判断し、**自己規律**を行うことを通じて、それらの価値の実現を図ることは、科学者コミュニティの責務である。」

安全保障技術研究推進制度の「廃止」や応募の「禁止」を主張しているわけではない。

(3) 「経済安全保障」と「研究インテグリティ」

* 先端技術をめぐる米中の覇権争い

- ・ 中国の企業家や中国と協力する研究者の摘発（2018～2019頃から）
- ・ このようなアメリカの動きが日本に波及
 - 「同盟国」「同志国」と非「同志国」とへの世界の分割
 - **学術の普遍性に立脚する世界的な科学者コミュニティの論理との緊張関係を惹起**

* 2020.7 **統合イノベーション戦略2020**

- ・ **イノベーション推進と安全保障（先端技術の流出防止）との両立**
- ・ 科研費申請時における外国資金の受入れ情報の開示
- ・ 研究者・留学生の受入れ手続・管理の厳格化

2020.12 自民党政調会提言「『**経済安全保障戦略策定**』に向けて」

2021.3 **第6期科学技術・イノベーション基本計画**（2021～2025）

「我が国の社会や国民生活は、災害、未知の感染症、サイバーテロなど様々な脅威にさらされているとともに、**我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増しており、国民の大きな不安の根源の一つとなっている。**また、これらの脅威に加え、**米中による技術覇権争いの激化、国際的なサプライチェーンの寸断リスクや技術流出のリスクが顕在化するなど、安定的かつ強靱な経済活動を確立することも求められており、我が国の技術的優越の維持・確保が鍵となる。**」

(6)経済安全保障の確保等

経済安全保障の強化推進のため、**シンクタンク機能**も活用しながら、**先端的な重要技術**について実用化に向けた強力な支援を行う新たなプロジェクトを創出するとともに、重要な技術情報の保全と共有・活用を図る仕組みを検討・整備する。外為法上の投資審査・事後モニタリングについて、関係府省庁の連携強化を進めつつ、執行体制の強化を図るとともに、指定業種の在り方に係る検討を行う。既存の国際輸出管理レジームを補完する**新たな安全保障貿易管理の枠組みの早期の実現**を目指す。外為法上のいわゆる「みなし輸出」の管理強化について、2022年度までに実施する。**留学生・研究者等の受入れの審査強化に資する体制整備等**を推進する。**大学・研究機関・企業等における機微技術流出防止のための内部管理体制の強化**を図る。特許の公開制度について、各国の特許制度の在り方も念頭に置いた上で、イノベーションの促進と両立させつつ、**安全保障の観点から非公開化**を行うための所要の措置を講ずるべく検討を進める。**競争的研究費申請時に外国資金等の受入れ等の開示を求める**など、**研究インテグリティ**に資する必要な取組を進める。

*研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性（“Research Integrity”）。

(9)外交・安全保障の強化

周辺各国が防衛費の大幅な増額等により軍事力の強化を図るなど、我が国周辺の安全保障環境がこれまでにない速度で厳しさを増す中、「国家安全保障戦略」等に基づき、宇宙・サイバー・電磁波といった新領域を含む統合運用、多様な経空脅威への対処能力、必要な装備品・弾薬の確保や維持整備等こうした変化への対応に必要な防衛力を大幅に強化し、多次元統合防衛力を構築する。あわせて、**防衛分野での技術的優越の確保**のため、必要な体制及び**ゲーム・チェンジャー技術等の研究開発**や**防衛産業基盤**を強化する。

経済安保推進法案の骨格と指摘される問題点

骨 格

1 特定重要物資の供給網強化

半導体など民間事業者が供給確保計画を作り、国が資金面などで支援

2 基幹インフラの安全確保

電気、石油、通信など14事業で設備導入の際、サイバー攻撃に備えて国が事前審査

3 先端技術開発の官民協力

量子やAIなどの分野を想定する先端技術について官民の協議会を立ち上げ、国が情報提供や資金面で研究開発を支援。機微情報には守秘義務も

4 特許の非公開

核や武器関連など国や国民の安全を脅かす恐れのある技術の流出を防ぐため、特許出願を非公開に

問題点

- ▶ 経済安保の定義が明記されず
- ▶ 国会が関与できない政省令への委任事項が138カ所に及び、内容があいまい
- ▶ 経済活動などの規制は「合理的に必要と認められる限度」とされ、政府の裁量で広範に設定することが可
- ▶ 軍事研究が加速する恐れ
- ▶ 情報漏洩の罰則が民間人や研究者らに広く適用されかねない
- ▶ 軍民両用技術を広く対象にすれば経済活動や研究開発の阻害につながる
- ▶ 特許制約に伴う補償金額算定も困難

* 先端技術開発の官民協力

将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、…情報が外部に不当に利用された場合、又は当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

宇宙・海洋・量子・AI・バイオなど

研究代表者の同意を得て大臣が組織

特定重要技術

国の資金による研究開発

経済安全保障重要技術育成プログラム

(官民) 協議会

研究代表者

政府部門

情報収集
研究開発の促進方策
成果の取扱い
情報管理

調査研究機関
(シンクタンク)

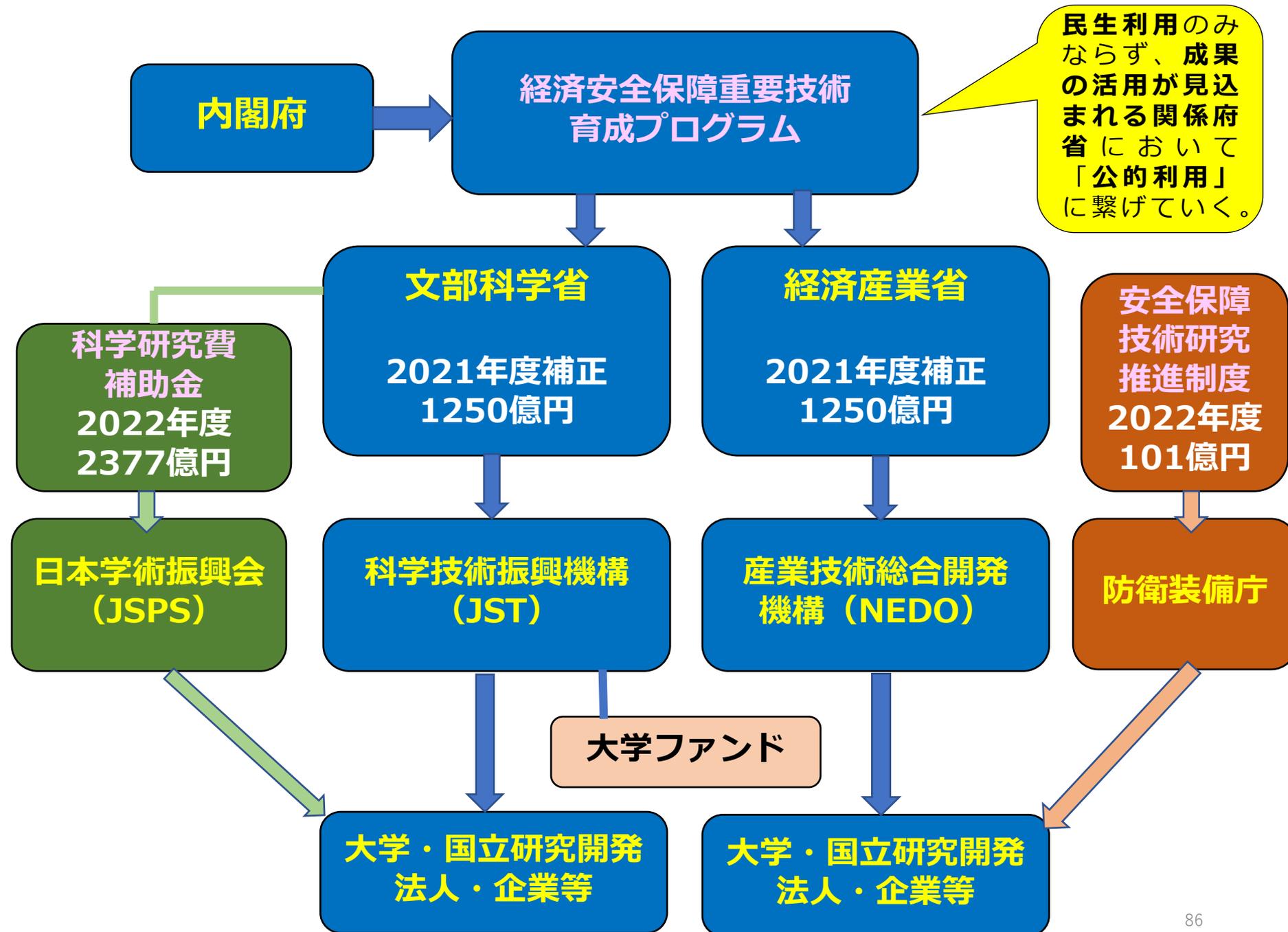
機微情報の共有

セキュリティ・クリアランス
(秘密取扱者適格性確認制度)

守秘義務

秘密特許制度

安全保障技術研究推進制度におけるPOによる進捗管理をはるかに大がかりにしたもの



民生利用のみならず、成果の活用が見込まれる関係府省において「公的利用」に繋げていく。

「**日本学術会議はデュアルユース技術研究について何かしら明確な発信をすべきではないか**と考えます。**学術会議のメンバーがデュアルユース技術研究に圧力を掛け、研究にブレーキを掛けている**という例も聞かれます。**学術会議は学問、研究の自由を脅かしている**のではという見方もあります。デュアルユース的側面をしっかりと捉まえて研究を進めていくということを、研究界、社会に向けて発信すべきではないかと思います」（山谷えり子、2022.4.19）

「**学術会議が出した5年前の声明の解釈をめぐって、最近改めて混乱が生じています**。防衛装備庁が募集する研究助成だというだけでその応募を禁じるのが意図なのか、そうでないのか。**日本の防衛力向上に資する基礎研究でさえ軍事研究だ、デュアルユースだと頭ごなしに決め付けて忌避するの**かしないのか。一体どちらが学術会議の真の意図なのか。日本学術会議は、誤解を生まないよう見解を整理されて、公式な見解や声明として私たち国民に対する説明責任を果たされるべきだと考えます」（有村治子、2022.4.26）

「**学術会議の代わりに科学技術安全保障会議**、まあこれは僕の勝手な仮称ですが、それを創設することを政府として検討されてはいかがかと思います」（青山繁晴、2022.4.19）

* 2021.4 統合イノベーション戦略推進会議決定「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要がある。同時に、近年、**研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性**が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっている。このような状況を踏まえ、統合イノベーション戦略2020…や科学技術・イノベーション基本計画…に基づき、政府としては、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（**研究インテグリティ**）の自律的な確保を支援すべく、研究者、大学・研究機関等、研究資金配分機関等と連携しながら、以下に掲げる事項に早期に着手する。

研究インテグリティの確保に係る対応方針 (概要)

令和3年12月

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

研究インテグリティの確保に係る対応について

- 近年、外国からの不当な影響による利益・責務相反や技術流出等への懸念が顕在化。
 - 米国等主要国では、国際研究協力を重視・大学等の自律性を尊重しつつ、対応策が講じられてきている。
 - 我が国としても、こうした新しいリスクへの対応とともに、必要な国際協力及び国際交流を進めていくため、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠に。
- ➡ 政府として、研究の健全性・公正性(「研究インテグリティ」)の自律的な確保を目指し、研究者・研究機関等に、透明性と説明責任を求めていく方針を示し、具体的な対応に早期に着手する必要。

リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ

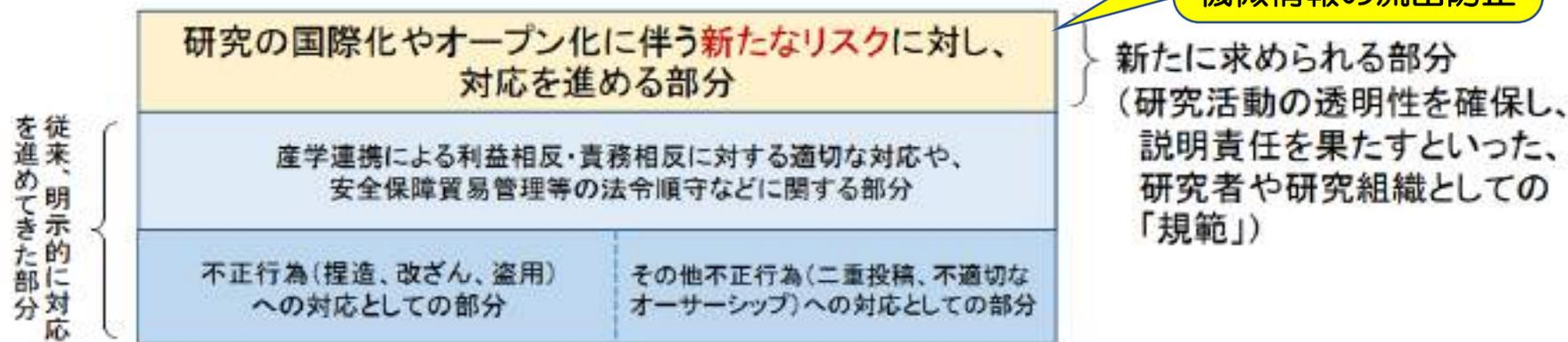


図 研究インテグリティ全体の構成

議研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議 「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書—重要技術の流出防 止のために」 (2025.12)

I 研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な枠組み

第1章 研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な方針

1-1. 基本的な考え方

(1) 本手順書の目的

本手順書は、我が国の研究機関や研究者が国際共同研究等を行う際に、相手方等が信頼できるパートナーであることを確認し、安心して研究に取り組むことができるよう、従来から行われてきた研究インテグリティ³の取組の徹底の上に、研究セキュリティの確保に関する取組を構築するため、研究機関等が実施すべき取組を整理して示すものである。本手順書に基づく取組を実施することを国際社会に対して示すことにより、我が国の研究機関がG7各国やその他の同志国と相互の信頼を構築し、引き続き、国際共同研究等を円滑に進めることができる。また、本手順書に基づく取組は、我が国の経済安全保障上の重要技術が、研究機関や研究者が意図しない形で流出することを防止し、国益を保護することにも資するものである。

(1) 研究代表機関が実施するリスク確認・リスク評価

(i) PI、研究代表機関に所属する研究参画者及びCo-PIについて

研究代表機関は、PI、当該研究代表機関に所属する研究参画者及びCo-PIについて、以下の各事項に関する情報（③から⑧まで、⑩及び⑪に関する情報は、応募日の属する年度を含めた過去3年分とする。）を自己申告させた上で確認し、デュー・ディリジェンスを実施することが必要である²⁸。研究代表機関は、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、実施するリスク軽減措置の内容を検討することが必要である。デュー・ディリジェンスは、自己申告による情報、オープンソースの情報など各研究代表機関が通常把握し得る情報を用いて実施することとするが、

なお、十分必要な情報が得られない等の理由により十分なデュー・ディリジェンスの実施が困難な者については、必要に応じてリスク軽減措置を実施することが望ましい。

- ①学歴（必要に応じて指導教官等の情報を含む。）
- ②研究経歴・職歴
- ③研究費の取得歴
- ④研究費以外の支援等の取得歴
- ⑤発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者
- ⑥特許の出願状況（共同発明者及び共同出願人の情報を含む。）²⁹
- ⑦外国の人材採用育成プログラム³⁰への参加歴
- ⑧指針に基づく処分歴
- ⑨リストへの掲載の有無
- ⑩リスト³¹掲載機関への所属の有無
- ⑪リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無
- ⑫安全保障貿易管理における「非居住者」又は「特定類型」（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を結び教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国政府の人材採用獲得プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性

3-4. リスク軽減措置

研究機関は、リスク確認・リスク評価の結果を踏まえ、リスク軽減措置を実施することが必要であり、また、資金配分機関から追加的なリスク軽減措置の実施を要請された場合は、適切に対応することが必要である。

研究機関が実施するリスク軽減措置は、以下に例示するものが考えられる³⁵ところであり、リスクの程度に応じた合理的な措置であれば足りる、~~ゼロ・リスクを求めるものである必要はない~~

- ・施設・設備へのアクセス権限の管理
- ・オフキャンパス等の研究場所の確保
- ・取り扱う情報の機微性に応じたミーティング等への参加者の考慮
- ・(研究参画者が学生の場合などにおいて) 雇用関係³⁶を持つことによるガバナンスの強化
- ・研修の受講による研究セキュリティに関するリテラシーの向上
- ・研究データ等の情報へのアクセス権限の管理
- ・サイバー攻撃への対策の強化³⁷

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の概要

3. 重要経済安保情報の取扱者の制限

- 重要経済安保情報の取扱いの業務は、適性評価において重要経済安保情報を漏えいするおそれがないと認められた者に制限。

※特定秘密保護法による適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる。

4. 適性評価

- 行政機関の長は、本人の同意を得た上で、内閣総理大臣による調査の結果に基づき漏えいのおそれがないことについての評価（適性評価）を実施（適性評価の有効期間は10年）。

【調査内容】①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項 ②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 ③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 ④薬物の濫用及び影響に関する事項 ⑤精神疾患に関する事項 ⑥飲酒についての節度に関する事項 ⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項

* 学術会議の取り組み

- ・ 2020.11 科学者委員会学術体制分科会を設置

2022.7 「科学者コミュニティからの研究インテグリティに関する論点整理」

2023.9 学術体制分科会見解「研究活動のオープン化、国際化が進む中での科学者コミュニティの課題と対応—研究インテグリティの観点から」

「研究インテグリティ」の定義

「研究活動のオープン化、国際化が進展する中で、科学者コミュニティが、資金や環境、信頼等の社会的負託を受けて行う研究活動において、**自主的・自律的**に担保すべき健全性と公正性及び、そのための、透明性や説明責任に関するマネジメント」

- 2022.7 梶田会長「『研究インテグリティ』という考え方の重要性について」

→ 小林鷹之科学技術担当大臣の質問

→ 梶田回答「先端科学技術と『研究インテグリティ』の関係について」

「今日の科学技術とりわけ先端科学技術、新興科学技術には、用途の多様性ないし両義性の問題が常に内在しており、**従来のようにデュアルユースとそうでないもの**とに単純に二分することはもはや困難で、研究対象となる科学技術をその潜在的な転用可能性をもって峻別し、その扱いを一律に判断することは現実的ではないと考えます。」

→ 一部のメディアが、『デュアルユース（両用）』の先端科学技術研究について、**事実上容認**する見解をまとめた、と報道。

→ 学術会議は、従来の見解に**変更はない**、と説明。

1. そもそも AI 技術、量子技術等の先端科学技術に取り組む際に留意すべきこととして何が考えられるか。
2. 先端科学技術が用途の多様性・両義性を有することを前提として、従来いわゆる研究のデュアルユース問題と呼ばれてきたものも含めてそうした先端科学技術・新興技術の研究開発にアカデミアがどのような姿勢で臨む必要があるのか。



一方、今日の科学技術とりわけ先端科学技術、新興科学技術には、用途の多様性ないし両義性の問題が常に内在しており、従来のようにデュアルユースとそうでないものとに単純に二分することはもはや困難で、研究対象となる科学技術をその潜在的な転用可能性をもって峻別し、その扱いを一律に判断することは現実的ではないと考えます。

したがって、先端科学技術・新興科学技術については、より広範な観点から、研究者及び大学等研究機関が、研究の進展に応じて、適切に管理することが重要となります。その際、科学者コミュニティの自律的対応を基本に、研究成果の公開性や研究環境の開放性と安全保障上の要請とのバランス等を慎重に考慮し、必要かつ適切な研究環境を確保していくことが重要です。

日本学術会議が論点整理を改定した「研究インテグリティ」という考え方は、「研究活動のオープン化、国際化が進展する中で、科学者コミュニティが、資金や環境、信頼等の社会的負託を受けて行う研究活動において、自主的・自律的に担保すべき健全性と公正性および、そのための、透明性や説明責任に関するマネジメント」と定義されており、こうした取組の指針となるべきものです。

(4)日本学術会議法案をめぐる国会審議

* 坂井担当大臣の答弁（2025.4.18、衆議院本会議）

- ・「2017年声明」について、学術会議は「いわゆるデュアルユースに係る研究のような安全保障に資する研究を一律に禁止するという趣旨のものではない」と説明している。
- ・2022年7月、梶田会長名で「今日の先端科学技術。新興科学技術は、従来のように、**デュアルユースとそうでないものを二分することはもはや困難**であり、研究対象となる科学技術とその潜在的な軍事への転用可能性をもって峻別し、扱いを一律に判断することは現実的ではない」といった考え方が示された、

→ 「審査制度とかガイドラインとかもかなりの多くの大学が多分設定していると思いますので、そういう設定をしている大学に、デュアルユースの研究は**もう解禁されているんだ**ということを是非政府の方からも広く告知していただきたい」（維新・三木議員、衆院内閣委・2025.5.9）」

* 「梶田回答」は「**事実上デュアルユース研究を容認した**ものと思いますけれども、**まだ現場では解釈や混乱**がなしとは言えません」、「**新しい考え方をすっきりと発出し直してほしい**」（自民・山谷議員、参院内閣委、2025.5.29）。

「学術会議はやっぱり〔平成〕29年**声明を明確な形で撤回する必要がある**のではないか」（維新・柴田議員、参院内閣委、2025.6.5）。

☞ 神戸大学学長通知：学術会議の見解（の変更）を理由に、「防衛装備庁の事業であることのみをもって本学の教員・研究者の同制度への応募を一律に禁止するという本学の方針を見直す」。

(5)軍事研究をめぐる政策の展開

①基本方針：防衛力強化のための科学技術の動員

- ・ 安保3文書（2022.12）
- ・ 第7期科学技術・イノベーション基本計画【2026～2030年度】
- ・ 防衛科学技術委員会設置（DSTB、2025.6）

②研究資金の供給を通ずる研究の組織化

- ・ 安全保障技術研究推進制度（防衛装備庁、2015～）
- ・ 経済安全保障重要技術育成プログラム（Kプロ）
「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（経済安全保障推進法、2022.5）

③シーズとニーズとのマッチング（シンクタンク機能の創出）

- ・ 防衛科学技術イノベーション研究所の設置（2024.10）
- ・ 研究機関の連携：ハブとしての国立研究開発法人

④機微情報流出の防止

- ・ 人：セキュリティ・クリアランス
「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（重要経済安保情報保護活用法、2024.5）

NB. 「スパイ防止法」？

- ・ 場所：オフキャンパスとオンキャンパス

国家安全保障戦略

エ 技術力の向上と研究開発成果の安全保障分野での積極的な活用のための官民の連携の強化

最先端の科学技術は加速度的に進展し、民生用の技術と安全保障用の技術の区別は実際には極めて困難となっている。このこと等を踏まえ、我が国の官民の高い技術力を幅広くかつ積極的に安全保障に活用するために、安全保障に活用可能な官民の技術力を向上させ、研究開発等に関する資金及び情報を政府横断的に活用するための体制を強化する。具体的には、総合的な防衛体制の強化に資する科学技術の研究開発の推進のため、防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと関係省庁が有する技術シーズを合致させるとともに、当該事業を実施していくための政府横断的な仕組みを創設する。また、経済安全保障重要技術育成プログラムを含む政府全体の研究開発に関する資金及びその成果の安全保障分野への積極的な活用を進める。

さらに、先端重要技術の情報収集・開発・育成に向けた更なる支援の強化と体制の整備を図る。

そして、民間のイノベーションを推進し、その成果を安全保障分野において積極的に活用するため、関係者の理解と協力を得つつ、広くアカデミアを含む最先端の研究者の参画促進等に取り組む。また、防衛産業が他の民間のイノベーションの成果を十分に活かしていくための環境の整備に政府横断的に取り組む。

第7期「科学技術・イノベーション基本計画」の論点(案)

資料1
総合科学技術・イノベーション会議
基本計画専門調査会(第9回)
2025.9.18

5. 国家安全保障を踏まえた取組

○ 国家安全保障との有機的な連携

- ・ 科学技術・イノベーション政策と国家安全保障政策との有機的な連携を図るべく、関係府省間で具体的な体制や連携の在り方、また、安全保障関連の研究開発に関する考え方を検討。

防衛省
防衛科学技術委員会
(2025.6)

○ 経済安全保障に係る技術力の強化

- ・ 経済安全保障の観点も含めた科学技術戦略や重点的に開発すべき重要技術等に関する政策提言を行う重要技術戦略研究所(仮称)を設置するとともに、「総合的なシンクタンク」と連携。中長期的には、総合的な経済安全保障シンクタンク機能を一元的に担う機関を構築。
- ・ 経済安全保障上の重要技術の研究開発の推進。また、経済安全保障の観点を既存の重要技術戦略に統合(経済安全保障トランスフォーメーションES-X)。
- ・ 「オフキャンパス」の担い手としての可能性など、国家的課題を担う機関としての国立研究開発法人のミッションを中長期目標に再定義。
- ・ 経済安全保障重要技術育成プログラム(Kプロ)の着実な推進とともに、経済安全保障に係る今後の研究開発の在り方を検討。

防衛装備庁
防衛イノベーション科
学技術研究所
(2024.10)

○ 研究セキュリティ・研究インテグリティの強化

- ・ 内閣府が策定する重要技術の流出防止等の取組に関する手順書を踏まえた研究セキュリティ・研究インテグリティの確保や技術流出防止等に取り組む。

「研究セキュリティの
確保に関する取組のた
めの手順書」
(2025.12)

6. システム改革

(1) 大学

○ 研究大学における抜本的なマネジメント改革の加速

- ・ 大学のマネジメント改革を加速するとともに、就学人口の変化や、デジタル社会における価値創出にとって理数の学びが必須となっている状況を踏まえ、我が国の研究力強化と地方におけるアクセス確保の両立に向け、高等教育機関の機能分化と規模の適正化を推進。

○ 世界で競い成長する大学への集中支援・産学官連携

- ・ 世界で競い、成長を目指す大学の経営環境の整備に向けた議論を進める場を設けるとともに、大型共同研究の更なる促進や研究開発・人材育成を目的とした民間企業から大学等への投資促進、グローバル産学連携への支援などを推進。
- ・ 研究開発税制における重要技術領域に関する特定の大学等の研究拠点と民間企業との連携を中長期的な目線で深めていくためのインセンティブ施策等の強化を検討。
- ・ 民間企業から地方自治体への寄附を通じた大学・研究機関への研究資金の確保の方法として、企業版ふるさと納税の活用を拡大。
- ・ 民間企業と大学等による共同研究を促進させるため、大学等の研究者や研究テーマを可視化した一元的なデータベースの在り方を検討。

中教審答申
「我が国の『知の総和』
向上の未来像」
(2025.2)

(2) 国立研究開発法人

- 国家的課題を担う機関として国研のミッションを再定義（中長期目標への明記）、「オフキャンパス」の担い手としての研究体制の構築（プラットフォーム機能の強化）。
- 国家的な重要プロジェクトや最先端基礎科学研究を担い、産学連携や次世代の市場創出で大きく貢献する国研について、大学等も含めた各分野全体の基礎研究から実用化までの推進を戦略的に担う機能や財政基盤の強化につながる仕組みの検討。
- 国研間の連携、大学との連携の推進（国研の大学内サテライト設置、連携大学院制度の活用等）。

科学技術・イノベーションと経済安全保障について

資料 1
総合科学技術・イノベーション会議
基本計画専門調査会（第4回）
2025. 3. 17



2025年3月17日

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

<国立研究開発法人の在り方>

- 大学や企業では継続的・安定的な研究が困難な分野も含めて、国の科学技術・経済安全保障戦略の中核的な担い手としての観点から、国立研究開発法人の役割を見直すべきではないか。
- 国立研究開発法人がその役割を十二分に発揮できるよう、優れた人材の確保や大学との連携などを含めて、国立研究開発法人の在り方について、所要の見直しを行っていくべきではないか。

「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」

報告書

2025年9月19日

(2) 防衛技術基盤

現代の国際社会においては、軍用と民用の技術の境界は曖昧となり、もはや防衛に無関係な技術はないと言っても過言ではない。民間技術を防衛分野に取り入れるとともに、防衛分野に蓄積された技術を民間に移転するという双方向の流れを生み出すことが必要である。安全保障・防衛分野の研究開発が科学技術の進展に寄与することで、更に民間の発展の促進につなげなければならない。

我が国の技術革新の中核分野になりうる宇宙、サイバー、AIなどは、防衛分野との親和性が高い。他方で、アカデミアの一部には、現在も防衛分野の研究開発への抵抗があることを踏まえ、安全保障と経済の好循環を実現し、その意義への理解を広げていかなければならない。それとともに、安全保障・防衛分野を含め、我が国として進めていくべきミッション性の高い研究を、そもそもいかなる機関が行うのかは、技術流出を防止する観点からも重要な課題である。研究開発の機密性の確保と、人材育成の双方の観点を考慮しなければならない。

また、近年、スタートアップ企業は大企業とは異なる方法で様々な最先端技術の技術開発を進めている。こうした企業の防衛産業への参画は、防衛力向上に寄与することに加え、我が国スタートアップ企業の育成にもつながり、これによって経済の面からも好循環のエコシステムが構築されるであろう。このような流れを促進するためには、調達制度を含め、環境を整備していくことが必要である。

提言④：防衛技術・生産基盤とサプライチェーンの戦略的強化、技術開発、防衛装備移転の
拡大推進

(技術開発)

我が国は、長年、アカデミアで防衛分野の研究開発に対して抑制的な対応をとることが少なくなかったが、近年、軍事と非軍事の境界がますます曖昧になっている中で、このことが民生分野を含む研究開発を阻害するリスクにも目を向ける必要がある。インターネットのように、防衛分野の研究開発の成果が経済成長に正の波及効果をもたらした事例もある。我が国が本来持つ研究や技術開発の高いポテンシャルを最大限発揮する上で、産官学の連携は極めて重要である。

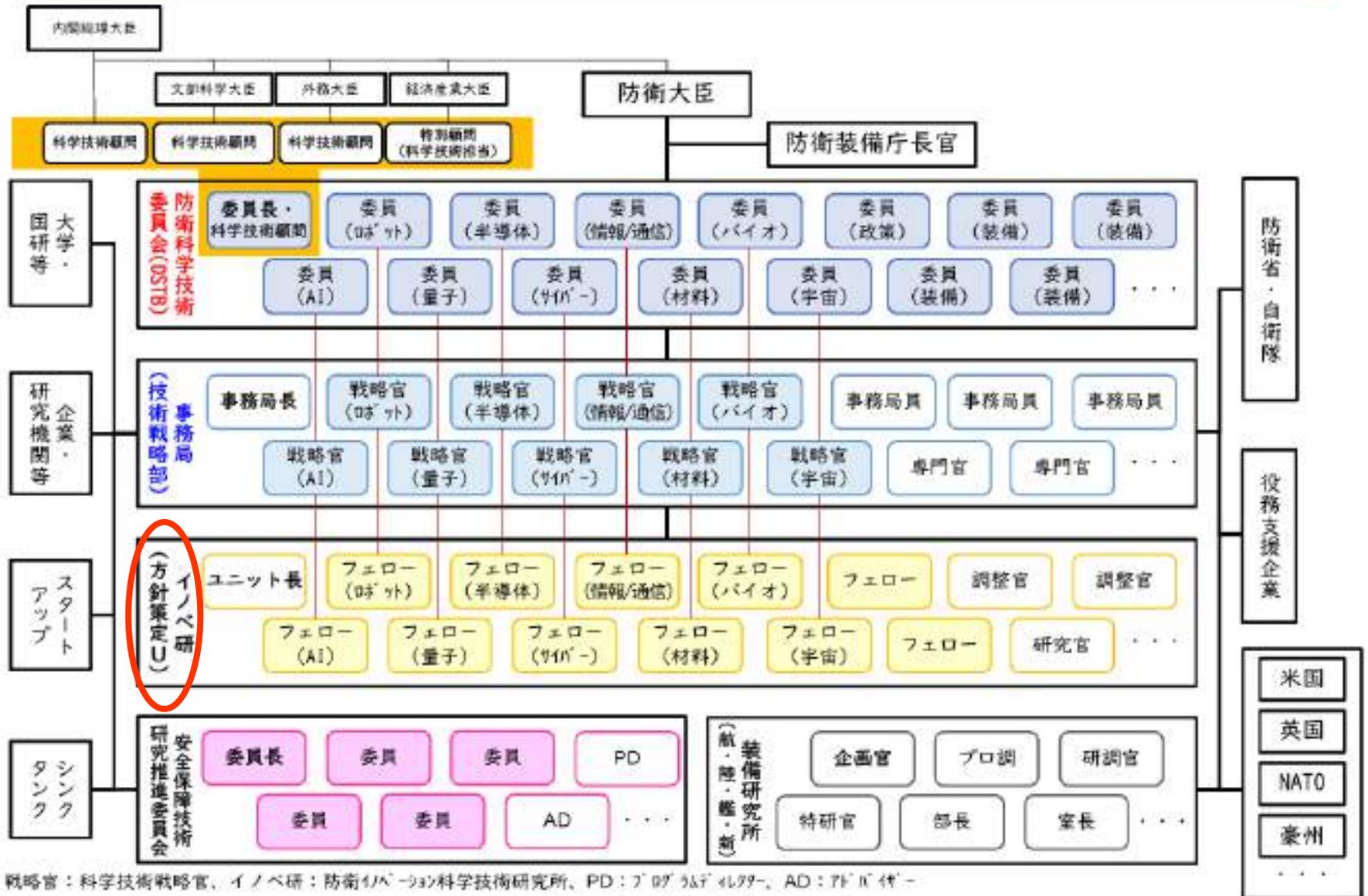
一方で、技術力を安全保障分野に活用することの重要性については、理解が広がりつつある。例えば、近年は防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度³への大学からの応募が大幅に増加する等、かつては安全保障に対して抵抗感を持っていた大学においても、デュアルユースに対する意識は変化している。国立研究開発法人を中心に、安全保障関係の資金が導入され、大学の人材育成カリキュラムと連動させれば、強靱で持続性ある先端科学技術基盤につながる可能性があり、我が国中小企業にもそれを引き受ける基盤がある。国は、科学技術・イノベーション政策と国家安全保障の関係は大きな転換点を迎えているという認識の下で施策を進める必要がある。

技術研究に関する取組の一つとして、2024年10月に防衛イノベーション科学技術研究所が創設されたことは、従来とは一線を画す取組であり、高く評価されるべきものである。一方で、本取組のモデルケースとなった米国の国防省高等研究計画局（DARPA）が高い実績を積み上げている背景には、国防長官の直轄組織としての非常に強い権限、機能、潤沢な予算があることに留意すべきである。防衛イノベーション科学技術研究所についても、権限と機能がしっかり整備され、十分な予算が付与されることを期待する。

そして、安全保障・防衛分野の研究開発についても、国家の予算を使って行う以上、効率性を求めていくべきことは当然である。民間の力を最大限に活かすことができる制度設計と、データを通じた成果の評価を行うべきである。

それと同時に、自衛隊の教育プログラムにおいても、ドローン、AI、通信、画像処理、ロボティクスといった現代の軍事において重要な役割を果たす最先端技術を重要な柱として位置付けるべきではないか。

5. 防衛科学技術委員会（1 / 2） 関連組織図



戦略官：科学技術戦略官、イノベ研：防衛イノベーション科学技術研究所、PD：プロジェクトマネージャー、AD：アシスタントディレクター

防衛イノベーション科学技術研究所について

▶ 防衛イノベーションや画期的な装備品等を生み出す機能を抜本的に強化するため、2024年10月、防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所を
恵比寿ガーデンプレイスに創設。

▶ 米国のDARPA(国防高等研究計画局)やDIU(国防イノベーションユニット)の取組を参考とした**ブレークスルー研究**により、変化の早い様々な技術を、将来の戦い方を大きく変える**革新的な機能・装備につなげる。**

- ▶ 挑戦的な目標設定
- ▶ 外部人材の積極活用とシンプルな意思決定
- ▶ スピード重視

▶ 米国の取組を参考に
これまでとは異なるアプローチ、手法を採用



防衛イノベーション科学技術研究所の
オフィスイメージ



2024年10月
創設

▶ 革新型ブレークスルー研究の**プログラムマネージャは、外部から募集。**

▶ また、防衛装備庁と海外研究機関との連携に向けて、米国DIU等と意見交換等を実施中。

✓安全保障技術研究推進制度(革新的・萌芽的な技術についての基礎研究)

✓ブレークスルー研究 ✓先端科学技術に関するシンクタンク的な役割 を推進

https://www.youtube.com/watch?v=oA4_EurnGeg

重要技術戦略研究所(仮称)(安全・安心に関するシンクタンク)

背景・現状

「安全・安心に関するシンクタンク」は、経済安全保障推進法に定める特定重要技術(*) 調査研究機関の主要な候補として、経済安全保障重要技術育成プログラム(K Program)の対象技術選定に係る助言をはじめ、経済安全保障の観点からの科学技術戦略や重点的に対応すべき重要技術等の政策提言などの機能を担うことが期待されている。

(*) 先端的技術のうち、外部による不当利用・妨害により国家・国民の安全を損なう恐れがあるもの(分野の具体例としては、宇宙・海洋・量子・AIなど)

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局は、重要技術分野の先行的な調査研究や調査・分析手法の開発を行うとともに、海外シンクタンクを含む関係機関との緩やかなネットワークを構築するなど、安全・安心に関するシンクタンクの設立準備を推進してきた。

今後の取組

改めてシンクタンクに関する検討を進め、「調査研究・政策提言」「人材育成」「ネットワーク構築」の3機能を一体的に実現することが必要と整理。これらを実現するためには、多様な分野の人材、先端技術情報に関する知見、人材育成機能などが集結できる組織とすることが必要。また、経済安全保障と科学技術をめぐる国際的な情勢変化も踏まえ、**迅速な組織の立ち上げ**が求められている状況。

これらを踏まえ、**2026年度を目途に、まずは大学等と連携して設置するセンター・研究所としてシンクタンク組織を立ち上げる。**

重要技術戦略研究所(仮称)

枠組(イメージ)

組織

一案として、まずは大学に設置するセンター・研究所を軸に検討(複数大学等の連携も可能)

経費

当面は内閣府からの委託費を活用。将来的には、事業の継続性の確保に向けて検討。

ガバナンス

組織のガバナンス・セキュリティコントロールは内閣府が主導。機関全体の経営方針の変更により事業継続性が損なわれることはない、いわゆる「オフキャンパス」とする仕組みを構築

機能

以下の**3機能**を**一体的**に実現することが重要

調査研究・政策提言

- 脅威情報・技術インテリジェンス情報等の収集・集約
- 高度な解析・分析等を通じた重要技術の特定・評価等分析(手法の開発等含む)
- 幅広い政策オプションの検討・政策提言等

人材育成

- 経済安保技術に係る教育カリキュラム開発
- 行政官等社会人学生向け学位プログラムの実施
- 行政官等向け研修・履修証明書(certificate)交付等

ネットワーク構築

- 関係機関及び国内外シンクタンクとの連携・協力体制を構築
- 人材交流等のためのプラットフォームの提供等

目指す姿

米国における連邦政府出資研究開発センター(FFRDC, Federally Funded Research and Development Centers)は、米国政府の科学的研究・分析・開発を支援・実施する民営の独立機関の仕組みであり、資金スポンサーとなる連邦各省庁との契約に基づき、大学・企業・非営利法人等により政府が必要とする研究開発等が行われる。

重要技術戦略研究所(仮称)(安全・安心に関するシンクタンク)について、事業継続性、一貫性・政府との連携性、ガバナンスの独立性、秘密保全の確保という観点からFFRDCで措置されている水準が、日本の大学への委託で実現される状態を目指す。

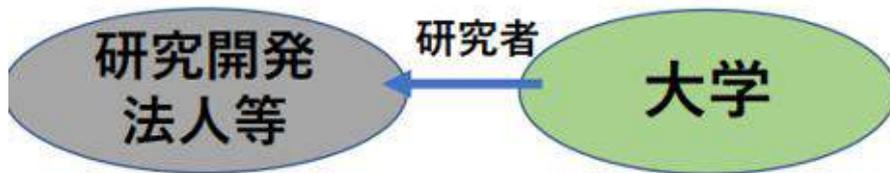
スケジュール

2025年度	
4~6月	「重要技術戦略運営会議(仮称)」を開催 公募事前予告説明会、事前説明会の開催
6~9月	シンクタンク候補機関の公募、審査、採択、契約手続
10~3月	事業開始 (採択機関にて調査研究(一部)、経済安全保障技術関連人材養成プログラムのカリキュラム開発や試行実施、関係機関との連携・協力体制を構築、シンクタンク設立準備作業を実施)
2026年度	
年度内	重要技術戦略研究所(仮称)設立

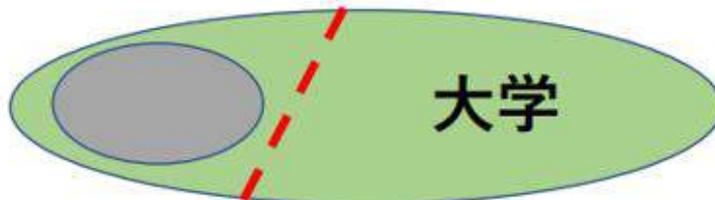
欧米におけるアカデミアのマルチユース研究の状況

- 国防への国民の関心が非常に高まる一方、アカデミアにおけるマルチユース研究は論争となることもある
- 理工系の研究者はマルチユース研究への抵抗が少ない傾向にある
- ステークホルダー間での議論を重ね、理解を醸成しつつ、マルチユース研究を実施するための制度・ルールを検討
- 大学実施型（インキャンパス、オフキャンパス）、公的研究機関実施型など国によって異なる

研究機関実施型（主としてドイツ）



大学実施型（主として米国）



※機密研究の場合にはセキュリティレベルに応じて対応（キャンパス外、あるいはキャンパス内制限区域内）

実施形態例

	大学			公的研究機関
	In campus 公開研究	In campus 機密研究	Off campus 機密研究	
アメリカ	○		○	○
ドイツ	△			○
フランス	○			○
スイス		○		○

* 各国の実態をヒヤリングした結果を基に分類（JST）

国力としての防衛力を総合的に考える
有識者会議第2回（2022.10.20）
橋本・上山ペーパー

科学技術分野と安全保障分野の協力枠組みについて

(たたき台②)

防衛力強化

研究成果を防衛力につなげる
専門家同士の交流が効果的

防衛力の足腰を支える幅広い技術のシーズ育成
(マルチユース)

防衛力強化等の
重点政策二ーズの
観点からの技術育成
(目的研究)

民間企業

スタート
アップ

防衛省・防衛装備庁

研究の拡充

防衛省からの委託による
研究の拡充

国立研究開発法人

研究の拡充

プロジェクト研究
(JST, NEDO, SIP, etc)

防衛力・経済力の強化には、
国全体の基礎・基盤研究による
幅広い研究成果の創出が不可欠

大学

装備庁の研究者が参画
(クロスアポイントメント等)

国立研究開発法人を
目的研究のハブとして活用

大学等の研究者が参画
(クロスアポイントメント等)

国力としての防衛力を総合的に考える
有識者会議第2回 (2022.10.20)
橋本・上山ペーパー

スパイ防止関連2法案の全体像

1. 防諜に関する施策の推進に関する法律案 — 防諜に関する施策を総合的に推進し、我が国及び国民の安全を確保 —

諜報等・防諜の定義

- 諜報等** =
- ① 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の不当な活動であって、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの
 - ② 虚偽の情報の発信その他の不当な方法により我が国における公職の選挙、国民投票その他の投票又は国若しくは地方公共団体の政策決定に不当な影響を及ぼす活動であって、直接又は間接に、我が国及び国民の安全を害し、又は害するおそれのあるもの
- 防諜** = 諜報等(①・②)であって外国により行われるものによる悪影響を防止すること。

基本理念

- ・ 防諜に関する施策は、国際情勢の変化・情報通信技術等の活用の進展に的確に対応することを旨として行われなければならない。
- ・ 防諜に関する施策の策定・実施に当たっては、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。
- ・ 何人も、諜報等を行い、又はこれに助けてはならない。

国の責務等

- ・ **国・地方公共団体の責務**
自らの事務・事業に関し防諜のための措置を実施
国：防諜に関する施策を総合的に策定・実施
関係行政機関の連携・協力
地方公共団体：国の施策への協力
- ・ **事業者の努力**
- ・ **国際的な連携の強化**
- ・ **防諜基本方針の策定（閣議決定）**
防諜の意義、施策の基本的方針、配慮事項等
防諜に支障ない範囲で公表、約3年ごとの見直し
- ・ **国会に対する年次報告**

基本的施策

- ・ **国民の理解と関心の増進**
防諜に関する教育・啓発の推進
- ・ **研究開発の推進等**
情報通信技術等の研究開発・実証の推進
- ・ **人材の育成・確保**
防諜に係る専門的な知識・技術を有する人材の育成・確保
- ・ **諸外国の実態の調査等**
諸外国の防諜の制度・体制・運用等の実態の調査等

集中的に講ずべき施策

- ・ **外国による活動の透明性確保のための制度の創設**
外国から指示等を受けた者が行う活動の透明性を確保するため、事前の届出・定期的な報告を義務付け（違反時は処罰）
⇒ 制度創設のための法制上の措置を政府に義務付け（施行後2年以内）
- ・ **外国による公職の選挙等に不当な影響を及ぼす行為等に関する罰則の整備**
諜報等に対する罰則（実行の着手前の行為の処罰を含む）の整備
⇒ 検討・その結果に基づき法制上の措置を政府に義務付け（施行後2年以内目標）
- ・ **内閣情報調査局の設置**
内閣情報調査室を内閣情報調査局に格上げ（国家安全保障局と同格を想定）
防諜に関する情報集約・関係機関への提供の事務等を所掌事務に追加
⇒ できるだけ早期に設置することとし、検討・法制上の措置を政府に義務付け
- ・ **防諜に関する施策の策定及び実施の適正の確保**
政府による施策を監察する機関の設置等
⇒ 検討・その結果に基づき可能な限り早い時期の措置を政府に義務付け

対外情報庁の設置に向けた検討

外交・（経済）安全保障・危機管理等に関連する国外の情報の収集・分析を実施する上で中心的な役割を果たす新たな行政組織の設置の検討・必要な措置を政府に義務付け

2. 特定秘密保護法・重要経済安保情報保護活用法の一部改正法案 — 適性評価の在り方の見直し・「外国」への漏えいの加重処罰等・毀棄罪の創設等 —

適性評価の在り方の見直し

- 調査事項として①・②を明記**
- ① 評価対象者の国籍（過去の国籍を含む）
 - ② 外国渡航・外国居住歴その他の外国との関連性
- 政府による検討**
- ・ 独立公正な立場の機関による評価の実施
 - ・ 政務三役等（総理を除く）に対する評価の実施
 - ・ 所属歴のある法人・団体についての調査の実施

「外国」への漏えいの加重処罰等

- 特定秘密・重要経済安保情報（特定秘密等）を
- ① 外国の利益を図る目的等で
 - ② 「外国」（外国政府等又はその情報収集活動に協力する者）に対して漏らした場合
- ⇒ 取扱業務者・業務知得者の漏えいを加重処罰
⇒ 不正取得者の漏えいを不正取得罪より重く処罰
⇒ 上記以外の者の漏えいの罰則を創設

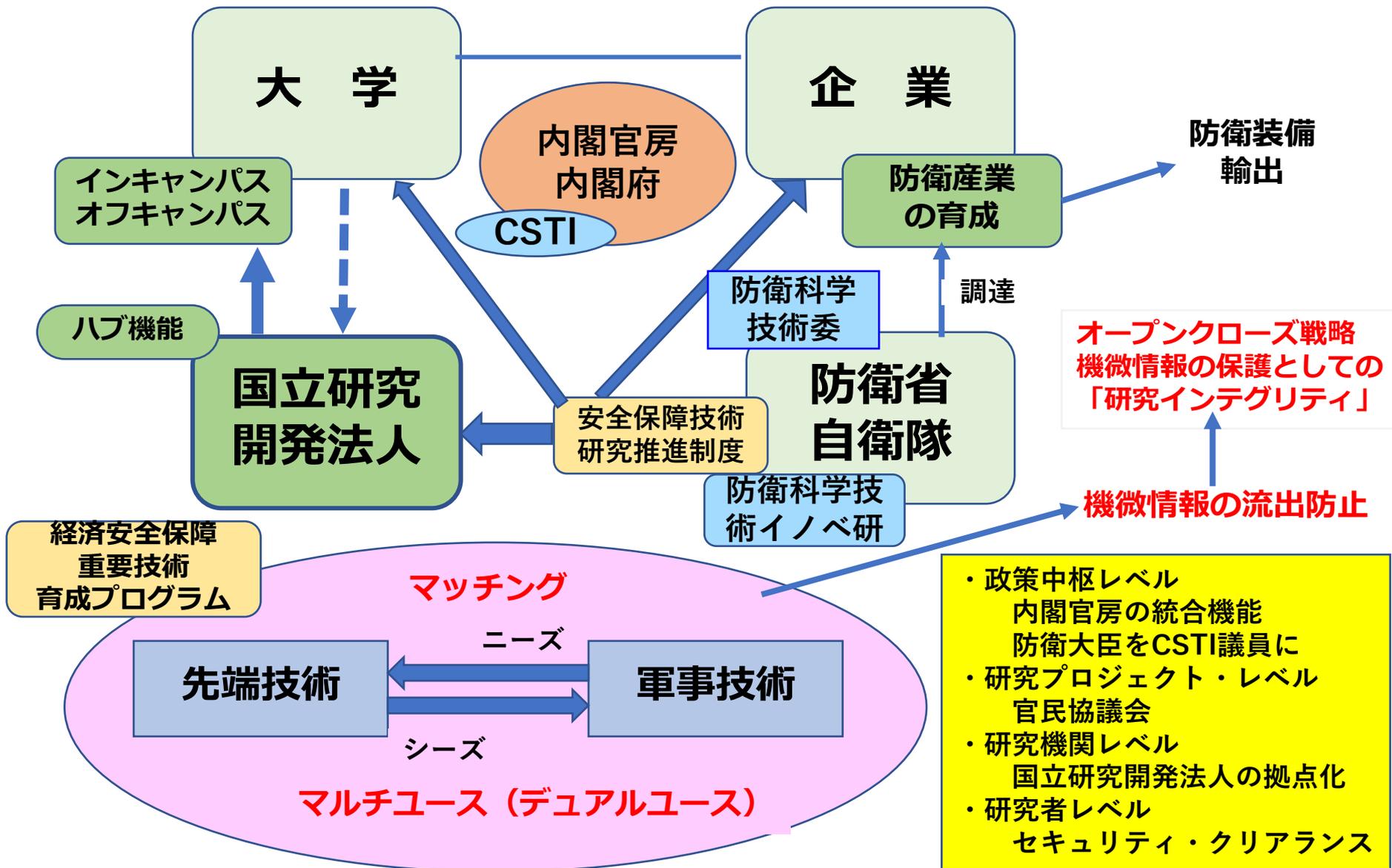
毀棄罪の創設

外国の利益を図る等の目的で、財物の損壊、施設への侵入、不正アクセス行為等の情報の管理を害する行為により、特定秘密等を記録する文書等を毀棄した者の罰則を創設

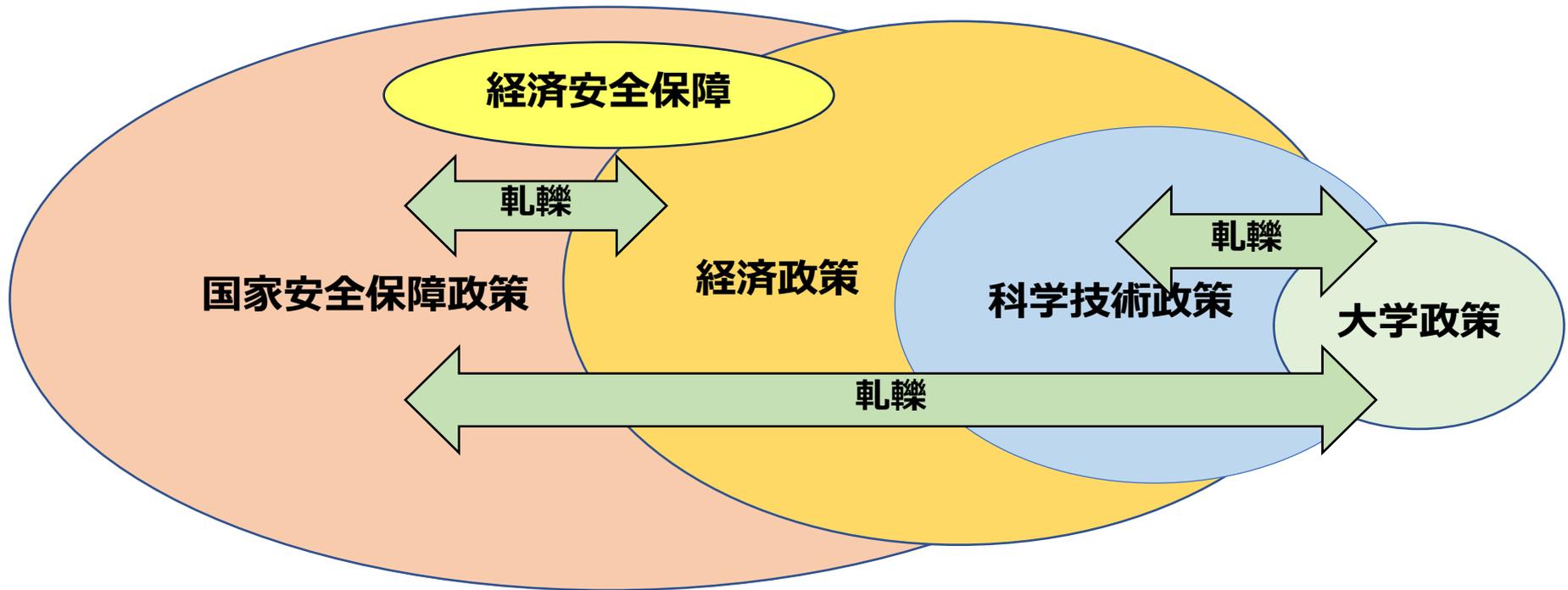
政府による検討

- ・ 特定秘密等の漏えい等の捜査における通信傍受の検討
- ・ 公益通報に伴う漏えい行為の刑事上の責任の在り方の検討

軍事的安全保障への科学技術の動員



安全保障政策への大学の包摂



(6) 議論すべき問題

① 「デュアルユース」

- * 「2017年声明」の前提となった学術会議の見解は変わっていない
- * 「デュアルユース」言説の推移
 - ・ 安全保障技術研究推進制度
 - スピンオフ（民生転用）によって軍事部門による資金供給を正当化
 - 公開性を強調
 - ・ 経済安全保障重要技術育成プログラム
 - 非軍事部門の資金によるスピノン（「公的利用」＝軍事を含む）
 - 秘密保護は当然の前提とされる
 - ・ 民生と軍事の区別は困難（「マルチユース」）

「よく技術のデュアルユース（軍民両用）と言われますが、私は『多用途性』だと思っています。軍事か非軍事化は、使う人の目的や状況によって変わるので、現実問題として切り分けができないのです。」（高見沢将林・元防衛省防衛研究所長、「朝日新聞」2025.12.6）

- だからこそ、「軍事利用の可能性を理由に研究を否定すべきではない」のか
- だからこそ、「研究・技術がどのように用いられるかについていっそう自覚的になるべき」なのか

②軍事的安全保障研究の倫理性— 「2017年声明」が積み残している問題A

(2)なぜ「軍事研究」を問うのか？

①軍事は人の殺傷の可能性を前提とした国家行為

- ・「防衛装備」の定義（防衛装備移転三原則）

「防衛装備」＝「武器」（「輸出貿易管理令別表1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」）＋「武器技術」（「武器の設計、製造又は使用に係る技術」）

- ・「武器」の定義

自衛隊法上の「武器」とは、「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」（三木首相、1976.2）

- ・殺傷能力の水準について限界はない

「憲法上あらゆる種類の核兵器がおよそ禁じられているとは考えていない」（横畠内閣法制局長官、2016.3.18）

ただし、とくに非人道的なものについては国際的に禁止されている

化学兵器禁止条約（1993）

→「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」（1995）

- ・武器とその使用目的

武器そのものに、攻撃用と防御用との区別をつけることはできるか？

【資料8】防衛省技術研究本部「平成27年度予算概算要求の概要」

安全保障と学術に関する
検討委員会
第2回（2016.7.28）
「論点整理」（小森田）

武力行使のシステムの一部を構成している、直接には殺傷を目的としない装備を
どう位置づけるか？

cf. 「防衛装備」「防衛装備品」

⇒ 武器の評価は使用目的による、と言えるか？

使用（目的）は誰がどのようにコントロールするのか？

②軍事は「敵味方」の関係を事実上想定している

- ・「味方」にとって有用なものを「敵」には渡さないという論理が適用される
- ・したがって、公開性・透明性を原則とする科学研究とのあいだで緊張関係に立つ

③軍事研究は研究のあり方に影響を及ぼす可能性がある

- ・ 研究の正当性についての倫理的問題をともなう
- ・ 公開性が制限される領域が生じる
- ・ 政策的に位置づけられた場合に研究資金バランスに影響を与える

「2017年声明」

⇒ 検討の対象となるべき「軍事研究」の定義は？

例えば

- 軍事的ポテンシャルを高めることを目的とする研究
- 軍事組織と協力し、またはそれに支援された研究

③大学以外の研究機関を含めた科学者の責任—「2017年声明」が積み残している 問題B

* 2つの批判

- ・ 大学だけが「手を汚さない」ということでよいのか？
- ・ 大学が軍事研究しなければ平和は確保できるのか？

* 組織のミッションと軍事的安全保障研究

- ・ 国立研究開発法人：軍事的安全保障研究のハブとしての役割？

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法

宇宙基本法第2条の「**宇宙の平和的利用**に関する基本理念にのっとり」

宇宙基本法

「宇宙開発利用は、…日本国憲法の**平和主義の理念**にのっとり、行われるものとする。」

「国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに**我が国の安全保障に資する**宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。」

- ・ 企業の研究所：国策としての防衛産業の育成
- ・ 防衛装備庁：職業としての軍事研究
- ・ 共同研究や人の動き（クロス・アポイントメントなど）をつうじて、性格の異なる研究機関のあいだの繋がりが拡大

3つの問い

(1) 国家安全保障政策が科学技術政策や大学政策に浸透しつつある中で、学術の普遍性、科学研究の公開性の原則をどのように擁護すべきか？

(2) 所属する研究機関のいかんにかかわらず、科学者・技術者を律すべき共通の規範はありうるか？

(3) 軍事研究への組織的動員が進行する中で、個々の科学者の良心（価値観）を保護する仕組みはありうるか？

5 大学等研究機関の研究現場からの視座

本章では、改めて研究セキュリティの観点も含め、研究インテグリティに関して大学等研究機関の現場からの関心事項を列挙する。

研究活動のオープン化、国際化が進む中での

科学者コミュニティの課題と対応

－ 研究インテグリティの観点から －

令和5年（2023年）9月21日

日本学術会議

科学者委員会学術体制分科会

(1) 基本的な考え方

- ① 政治的、国際的問題から学問の自由を守り、国際的調和を保つために研究インテグリティの確保は重要であるが、そのための取組の過度な強化や研究現場の自主規制・自粛等の過度の対応により、本来、基礎研究で重要とされている研究活動のオープン化、国際化を損なわないようにすることが重要である。
- ② 大学においては、研究機関と教育機関という2つの役割をキャンパス内の同じ研究室の中で切り分けることが困難である。特に高度な機密情報や機微情報を含む研究を行うような場合には、管理が行き届いたキャンパス外ラボ等を設置したり、管理が行き届いた仕組みを有する研究機関と連携したりするとともに、関わる研究者・学生等は個別に契約を結び、そこで研究活動を行うべきである。
- ③ 研究プロジェクトの種類によっては、プロジェクトの途中から機密情報や機微情報を含むとして技術流出対策が必要となるような場合があり、そのような場合には、特に学生、ポスドク等の研究者をどの程度参加させるか難しい判断が求められる。事前に明確に予見できる場合やプロジェクトの制度設計上そのような可能性があるのであれば、あらかじめプロジェクトの開始段階で明確にされ、参加予定の研究者等に公開されていることが必須である。

(2) 研究者のキャリア形成への影響

- ④ 機密情報や機微情報を含むため研究成果の公表が制限される場合、特に若手研究者にとってはキャリア形成に必要な業績として蓄積できなくなる恐れがある。また、機密情報や機微情報を含む研究に関わったことが研究者の不利益に結びつくリスクもある。公表が制限される期間の明確化などや、このようなリスクを防ぐための配慮、制度設計が必要である。

責任あるAI適用ガイドライン策定の意義

□ 責任あるAI装備品等の研究開発のためには、国際法及び国内法を遵守し、「自律型致死兵器システム」(LAWS)や「AIと自律性の責任ある軍事利用に関する政治宣言」に代表される国際的な議論と整合する形で進めることが必要。これにより、研究開発に参画する事業者等における予見可能性を確保し、装備品等へのAIの利活用を一層推進することを企図。

※自律型致死兵器システム: LAWS (Lethal Autonomous Weapons Systems)

防衛省のAI装備品等研究開発



AI装備品等の研究開発におけるルール整備が必要

LAWS等の国際的な議論

- ・あらゆる兵器システムへの国際人道法の適用
(過度の傷害又は無用の苦痛を与えない、軍事目標のみを区別して攻撃、民用物への被害等を最小限にとどめるための予防措置)
- ・適切な人間の関与の確保 等

責任あるAI適用ガイドラインの位置付けと構成

- 防衛省は令和6年7月、防衛省として初めて、AI活用推進の羅針盤となる基本方針を策定。本ガイドラインは基本方針を受けて策定・公表するもの。
- 本ガイドラインは5つの章から構成され、防衛省の装備品等の研究開発における責任あるAI適用のコンセプトを示すもの。

宣言

防衛省AI活用推進基本方針(令和6年7月)

第3部 AI活用推進に向けた取組
4. AIを使った装備品の研究開発
研究開発の文脈で、このような我が国の一連のコミットメントをどのように具体化するかについて、(中略)
防衛省・自衛隊のガイドラインを策定する。

具体化

指針

今回策定

責任あるAI適用ガイドライン(令和7年6月)

第1章

本ガイドライン
策定の背景

- LAWSや責任あるAI等の**国際的なイニシアティブ**を紹介

第2章

本ガイドラインの
位置付け

- **対象とするフェーズ**やAI技術を明示

第3章

AI装備品等の研
究開発における
確認事項

- AI装備品等が**準拠すべき要件**を設定
- 法的・政策的要件と技術的要件の概要を提示

第4章

AI装備品等の研
究開発における
実施事項

- AI装備品等の**分類**、**法的・政策的審査**、**技術的審査**の3つのコンセプトを提示
- 審査項目の基準と審査体制を提示

第5章

まとめ

- Living Documentとして**状況に合わせて適宜更新**する旨を記載

AI装備品等の研究開発における実施事項

□本ガイドラインでは「AI装備品等の分類」「法的・政策的審査」「技術的審査」の3つを実施することで、研究開発事業全体に渡って適切にリスク管理を実施

① AI装備品等の分類

概要

高リスクAI装備品等と低リスクAI装備品等を分類

ポイント

高リスク

AI機能に起因する出力が、破壊能力を有する機能に影響を与える

重点的なリスク管理

- ② 法的・政策的審査
- ③ 技術的審査

低リスク

AI機能に起因する出力が、破壊能力を有する機能に影響を与えない

軽微なリスク管理

自己点検

② 法的・政策的審査

概要

事業実施可否を法的・政策的観点から審査

ポイント

国際人道法を始めとする国際法及び国内法の遵守が確保できないものでないこと

法的・政策的要件

人間の関与が及ばない完全自律型致死兵器でないこと

体制

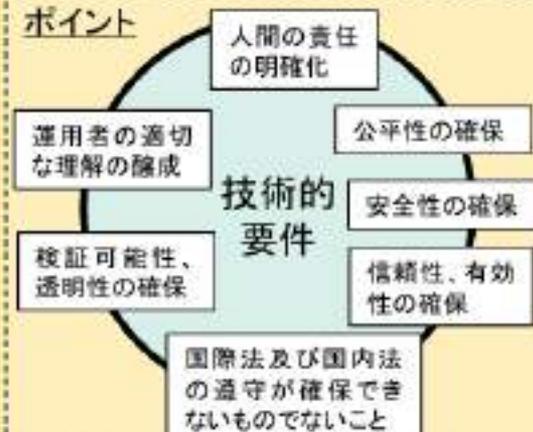


③ 技術的審査

概要

リスク管理の適正性を技術的観点から審査

ポイント



体制



勝島次郎『科学技術の軍事利用—人工知能兵器、兵士の強化改造、人体実験の是非を問う』（平凡社新書、2023年）

「自分の研究の成果がどのように利用されるかに研究者はもっと注意を向け、その是非の判断に積極的に関わるよう努めるべきだ。科学研究に携わる者には、職業倫理として、立案、実施から結果の発表に至る研究の全体が適正に行われること（リサーチ・インテグリティ）が求められる。成果の利用のされ方に注意を払うことも、研究の全体の一環だと考えるべきだろう。それが軍民両用に向き合う科学者の倫理だといえる。」

「経済安全保障推進法による軍民両用技術の研究開発への参加ないし協力を、認めないと決める大学も出てくるかもしれない。もちろん、国による研究者への協力の要請は、憲法が保障する学問の自由と両立するものでなければならない。研究者には、協力の要請を断る自由と権利がある。しかし、…**軍事関連研究を国とその契約機関だけに閉じ込めてしまうのは危険である。大学をはじめとした学術研究機関と関連専門学会は、軍民両用研究に背を向けず、その動向に関与し、安全保障関係の活動を社会の中に繋ぎ止める役割を果たすべきである。**／また、研究開発に直接携わらない一般市民も、研究を支える資金で大きな比重を占めるのは自分たちが納める税金なのだから、研究開発の結果とその使われ方を監視し、意見をいう権利がある。**軍事関連研究の問題を、軍事や安全保障の専門家だけにまかせてはいけない。市民が軍事と科学の問題を教養の一環として広く身につけることが、健全な民主社会の存続のために必要なのではないだろうか。**」